



び判断が合理的であることを裏付けるものといえる。

以上によれば、基準地震動に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(2) 原告らの主張について

ア 地震モーメントの算出について

原告らは、地震モーメントの算出について、「入倉・三宅式」ではなく「武村式」を用いるべきであるとし、その根拠として、①「入倉・三宅式」のデータセットがほとんど外国のものである一方、「武村式」のデータセットは全て日本のものである、②「入倉・三宅式」を用いると、「武村式」による場合と比べて、地震モーメントが過小評価になる、③基準津波評価では「武村式」が用いられている、④島崎邦彦の2015年日本地震学会秋季大会での発表や島崎提言等からすれば、「入倉・三宅式」を用いた場合、地震モーメントが過小評価されていることとなる、⑤1948年福井地震について、「入倉・三宅式」による地震モーメントの評価値は、実測値に比べ過小評価になっていると主張する。また、⑥破壊域ないし仮定断層面積を経験式における断層面積として扱うことは許されないとして、「入倉・三宅式」に問題がある旨主張する。

地震動審査ガイドは、前記(1)ア(イ)のとおり、考慮すべき最新の研究成果の一つの例として強震動予測レシピを挙げているところ、強震動予測レシピは、認定事実(2)ア(ア)b(c)のとおり、地震規模(地震モーメント M_0)の設定に関し、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の経験的關係式ないし経験式の一つとして「入倉・三宅式」((3) 式)を採用している。また、被告参加人は、本件申請において、認定事実(2)ア(イ)b(c)のとおり、当時の強震動予測レシピ(強震動予測レシピ(2009)及び強震動予測レシピ(2016))。なお、当時の強震動予測レシピと平成29年4

月27日改訂及び令和2年3月6日改訂の強震動予測レシピとの差異は、本件で原子力規制委員会の審査及び判断の不合理な点の有無を検討するに当たり、影響を与えるものではない。)に基づき、断層面積から「入倉・三宅式」に基づき地震モーメントを設定した。したがって、仮に、「入倉・三宅式」を用いることが不合理であれば、基準地震動に関する原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があると認められる可能性が生じることとなるので、「入倉・三宅式」を用いることが不合理であると認められるかどうかを検討する。

(ア) 「入倉・三宅式」の評価

強震動予測レシピは、平成17年3月23日に「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)」との名称で初めて公表されてから複数回にわたって改訂等がされた後の令和2年3月6日改訂の最新版に至るまで、一貫して、活断層で発生する地震の特性化震源モデルについて活断層で発生する地震における震源断層モデルの巨視的震源特性に関するパラメータである地震規模(地震モーメント M_0)の設定に関し、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の経験的關係式ないし経験式の一つとして「入倉・三宅式」を採用している(乙33, 57, 79, 99, 142, 254)。このことは、「入倉・三宅式」を用いることが最新の研究成果を踏まえても合理的であることを裏付けているといえる。また、地震本部地震調査委員会において、当時の強震動予測手法(強震動評価手法)について、2000年鳥取県西部地震及び2005年福岡県西方沖地震を対象とし、これらの地震の観測波形と比較検討することにより、基本的な妥当性が確認されるとともに、より高精度化するための課題等が検討されている(甲38, 39, 83~85, 乙33, 57, 79, 99, 139, 142)ことも「入倉・三宅式」を用いることが合理的であることを裏付けているといえる。

(イ) 原告らの主張① (データセット) について

「入倉・三宅式」は、主に海外 (アメリカ合衆国カリフォルニア州等) の地震データに基づき策定されたものである (乙31, 40, 139)。また、入倉ほか (1993) には、日本と北西アメリカの地殻内地震について、同じ地震モーメントの地震に対し、日本の地震の破壊面積は小さく、平均すべり量が大きい旨の指摘がある (甲87)。

しかし、日本において、1995年兵庫県南部地震より前は、強震観測網が極めて粗密な状態で、地震学的情報が必ずしも十分に取得できなかったが、同地震を契機として、地震観測網整備が大規模かつ網羅的に実施され、より多くの情報を収集することができるようになったと認められる (乙38, 40, 82, 139) ところ、入倉ほか (1993) はそれより前の論文であり、1995年兵庫県南部地震より後に収集されたデータに基づく研究との比較においては、正確な内容とはいえないものとなっている。そして、証拠上、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係について、日本で発生した地震と海外で発生した地震とを比較して相違があるとする最新の科学的知見があるとは認められないから、データセットが日本の地震のみかどうか、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の経験式としての妥当性を評価する上で重要な事情であるとは必ずしも解されない。また、入倉ほか (2014) 及び宮腰ほか (2015) では、平成7年から平成25年までの間に国内で発生した18個の内陸地殻内地震 ($M_w 5.4 \sim 6.9$) の地震観測記録の震源インバージョン結果から Somerville 規範により抽出された断層破壊面積 S と $F - n e t$ (広帯域地震観測網) による地震モーメント M_0 の関係が、「Somerville et al. 式」及び「入倉・三宅式」と整合することが確認されていること、Irikura et al. (2017) では、2016年熊本地震 ($M_w 7.0$) の震源インバージョン解析結果が、「入倉・三宅式」の

基となったデータのばらつきの範囲内にほぼ収まっており、「入倉・三宅式」に整合することが確認されていることが認められる（乙38, 40, 62, 67, 82, 139）。

このように、「入倉・三宅式」は、新しい研究において国内の地震データによってもその妥当性が確認されているから、「入倉・三宅式」が主に海外の地震データに基づき策定されたからといって「入倉・三宅式」を用いることの妥当性が否定されることはない。

(ウ) 原告らの主張②（地震モーメントの過小評価）について

「武村式」は、断層面積 S と地震モーメント M_0 の（経験的）関係式である「 $\log S$ (km^2) = $1/2 \log M_0$ ($\text{dyne}\cdot\text{cm}$) - 10.71 ($M_0 \geq 7.5 \times 10^{25}$ ($\text{dyne}\cdot\text{cm}$))」である。武村（1998）では、まず、断層長さ L と地震モーメント M_0 の関係式を求め、 $M_0 \geq 7.5 \times 10^{25}$ $\text{dyne}\cdot\text{cm}$ の地震の断層幅 W を13kmと固定し、 S （断層面積）= L （断層長さ） $\times W$ （断層幅）の式を用いた上で、断層面積 S と地震モーメント M_0 の関係式である「武村式」を求めている（甲8）から、断層面積 S は断層長さ L に依拠して算定されている。そして、武村（1998）のデータセットは、1995年兵庫県南部地震以前の国内の地殻内地震のものであり、上記イのとおり国内の強震観測網が充実する前のものであるため、基本的には測地学的データに基づくものであると考えられ（乙38, 40, 82, 139）、断層長さ L は地表地震断層長さに依拠していると考えられる。一方、入倉・三宅（2001）では、過去に発生した地震の地震モーメント M_0 と断層面積 S のデータから「入倉・三宅式」が策定されており、参照された地震データの断層面積 S は、震源インバージョン解析によるデータ又はこれと同視できる程度の「信頼できる」とされているデータを用いているとされている（乙31, 139）。したがって、武村（1998）と入倉・三宅（2001）とでは、関係

式ないし経験式を策定する過程における震源断層Sの捉え方を異にしているというべきであるし、後者の用いたデータが精度において劣っているともいえない。

また、入倉ほか(2014)では、武村(1998)が用いたデータセットのうち、一定規模($M_w 6.5$)以上の地震について震源インバージョンの手法を用いて再評価したところ、震源インバージョン結果が得られたほとんどの地震において、震源断層長さが武村(1998)で用いられた震源断層長さに比べて長くなるとされている(乙38, 40, 82)。上記のとおり、武村(1998)において、断層面積Sは断層長さLに依拠して算定されているので、上記の再評価の結果を前提とすれば、武村(1998)の断層面積Sは過小評価になっている可能性がある。

このように「武村式」と「入倉・三宅式」には、断層面積の捉え方等に違いがあるから、「武村式」と「入倉・三宅式」によって算出される地震モーメント M_0 を単純に比較して、後者が過小評価であるとすることはできない。

(エ) 原告らの主張③(基準津波評価に係る「武村式」の採用)について

基準津波の設定と、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定における断層モデルを用いた手法による地震動評価における震源モデルの設定とでは、想定する事象や経験式を利用する場面が異なるところ、その設定に当たってはそれぞれ適切な手法を用いるべきであるから、前者の設定に「武村式」を用いることがある(甲7参照)からといって、後者の設定に当たり、「入倉・三宅式」ではなく「武村式」を用いるべきであるとはいえない。

(オ) 原告らの主張④(島崎邦彦の見解)について

島崎邦彦は、2015年度日本地震学会秋季大会における発表や、

「最大クラスではない日本海「最大クラス」の津波」と題する論文等において、「入倉・三宅式」を用いると過小評価になる旨の言及ないし論述をした（甲44, 45, 112）。同人は、元日本地震学会会長かつ元原子力規制委員会委員長代理であり（前提事実(5)ウ参照）、地震に関する専門家である。

しかし、島崎邦彦が上記発表（甲44）において「入倉・三宅式」として紹介しているのは、「入倉・三宅式」そのもの（ $M_0 = (S / 4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$ ）ではなく、厚さ14kmの地震発生層中の垂直な断層を仮定した場合とした上で、「入倉・三宅式」を、 $M_0 = 1.09 \times 10^{10} \times L^2$ という断層長さLと地震モーメント M_0 の関係式に変形したものである（乙246参照）。また、島崎邦彦は、上記論文（甲45）において、2016年熊本地震について、世界中で観測された同地震の様々な波を解析した結果や震源に近い場所の強い揺れの記録等に基づいて得られた「震源の大きさ」のうち中央値である米国地質調査所によって得られた $4.66 \times 10^{19} \text{Nm}$ を用いるとした上で、「地理院のモデルは、ずれの量が一定の仮定によっているので、実際の断層面積はこれより大きい可能性がある。地表地震断層の分布はよく調べられており、その結果から推定される断層の長さは31kmで、断層が60度程度傾斜していることから幅を16kmとすると、断層面積は496km²となる。これと入倉・三宅式とを用いて「震源の大きさ」を求めると… $1.37 \times 10^{19} \text{Nm}$ が得られる。実際の値は、推定値の3.4倍であり、入倉・三宅式が過小推定となっていることは明らかである。また、入倉・三宅式に基づいて…計算されるずれの量は80cmで、実際より小さい。」とする。これに対し、入倉・三宅（2001）の著者の一人で地震に関する専門家（認定事実(2)ア(ア)b(b)参照）である入倉孝次郎は、「岩波科学2016年7月号の島崎邦彦氏の「最大クラスではない日本海『最大

クラス』の津波一過ちを糺さないままでは『想定外』の災害が再生産される」へのコメント」と題する書面（甲49）で、島崎邦彦の上記論文の「根拠として、熊本地震について国土地理院が測地データによる均質すべり震源モデルを仮定して推定した暫定解を使用している。入倉・三宅（2001）は強震動記録や遠地記録など seismic data（地震学的データ）に基づいて震源断層の断層すべりが不均質であることを前提に、震源断層の大きさや強震動を出す領域の大きさを評価している。このことは、島崎論文が入倉・三宅（2001）で取り扱っている地震学的データに基づく不均質震源モデルを無視した議論と結論を導いている、ことになる。即ち、岩波科学2016年7月号の島崎論文は、2016年熊本地震の震源モデルについて、入倉・三宅（2001）のスケールリング則と比較するには不適切な解析結果のみを引用して、恣意的な結論を誘導している可能性があり、入倉・三宅（2001）のスケールリング則ないし経験的關係式は、その後の研究によって、その有効性が検証されており、2016年熊本地震も「入倉・三宅式」と調和的であるなどと、根拠を示して反論している（乙246参照）。そして、Irikura et al. (2017) において、2016年熊本地震（Mw 7.0）の震源インバージョン解析結果が、「入倉・三宅式」の基となったデータのばらつき範囲内にほぼ収まっており、「入倉・三宅式」に整合することが確認されている（乙62, 139）。さらに、島崎邦彦は、名古屋高等裁判所金沢支部平成26年（ネ）第126号事件で実施された証人尋問において、「入倉・三宅式」は、経験式そのものとしては、問題があるわけではない旨証言したことが認められる（甲62）。

原子力規制庁は、関西電力株式会社大飯発電所の審査に当たっていた島崎邦彦による指摘を重く見て、同発電所の地震動について、関西電力株式会社が実施した地震動評価ケースの基本ケースにおける地震モーメ

ント (Mo) の算定について、「入倉・三宅式」を「武村式」に置き換えるなどして試算したところ、①アスペリティの総面積が震源断層の総面積より大きくなり、アスペリティが震源断層の一部であることとの矛盾が生じ、②この矛盾に対応するため、アスペリティ総面積を関西電力株式会社の設定と同じにしてアスペリティの応力降下量を算出し、地震モーメントが変わらないように背景領域の応力降下量を大きく設定したところ、背景領域の応力降下量が通常の約3倍となり、非現実的なものとなったとした上で、同発電所の審査において、基準地震動の見直しを求める必要はないと判断し、原子力規制委員会においても、同様の考え方にに基づき、同発電所の審査がされたことが認められる(甲46～48、乙63、64、弁論の全趣旨)。原告らは、上記の試算で矛盾が生じたのは、「壇ほか式」を用いたからであり、「片岡ほか式」を用いた場合には矛盾は生じない旨主張するが、後記イのとおり、「壇ほか式」ではなく「片岡ほか式」を用いるべきであるとはいえない。

これらの事情からすると、島崎邦彦の上記発表及び論文を踏まえても、「入倉・三宅式」を用いることが不合理であるとはいえず、「武村式」を用いるべきであるとはいえない。なお、原子力規制委員会ないし原子力規制庁は、上記のとおり、自らの見解と異なる有力な見解を考慮した上で審査及び判断をしており、このような態度は、原子力規制委員会の審査及び判断の合理性を裏付けるものといえる。

(カ) 原告らの主張⑤(1948年福井地震の実測値との差異)について

経験式の基となる個々のデータセットにはばらつきが存在するため、これらのデータを基にして得られた一般式としての当該経験式による計算値とは必然的に一定の乖離が生じ得る。したがって、1948年福井地震のデータのみを取り上げて、「入倉・三宅式」を用いて算定した数値が過小評価になるから用いるべきではないということとはできない。

(キ) 原告らの主張⑥（破壊域）について

「入倉・三宅式」は、震源インバージョン解析によるデータ等に基づいて得られた断層面積 S と地震モーメント M_0 の経験的關係式ないし経験式である。震源インバージョン解析は、震源周辺の多数の観測地点で得られた地震観測記録を用いて震源断層面を仮定し、その震源断層面を細かく分割した各地点におけるすべり量等を、観測記録を用いた逆解析（インバージョン）により算出するなどするものである。これは、現在の地震学において、確立された解析手法となっている（以上につき、甲40, 50, 51, 乙37, 84, 139, 丙110）。もともと、前提となるデータの違い等により、震源インバージョン解析結果の数値等が、解析者により異なることはあり得るところである。実際、2016年熊本地震に係る震源インバージョン解析の方法や結果は、研究者により一部において異なっている（甲50, 51, 76, 77, 111, 114, 124, 138参照）。また、震源断層面を求める際には、当初の解析で求められた断層面の縁にある余分な部分を取り除く「トリミング」を行う。トリミングの目的は、地震動の発生に寄与する実質的な震源断層面を求めるために、震源インバージョン解析結果において示された震源断層面をそのまま用いるのではなく、一定の基準を設けて、地震動の生成に寄与しないすべり量の小さい領域を取り除くことにある。Somerville et al. (1999) は、トリミングの基準として、行又は列全体の平均すべり量が、震源断層全体の平均すべり量の「0.3」倍未満となる行又は列を取り除く（トリミングする）という規範（Somerville規範）を提案しているところ、この規範によれば、「0.3」倍未満となる行又は列が存在しなければ、取り除くべき部分が存在しないこととなり、結果として、当初の震源インバージョン解析結果と、震源断層面積が変わらないことがあり得ることとなる（甲49, 60, 乙139）。

このような震源インバージョン解析の手法や Somerville 規範の内容に照らすと、この点に関する原告らの主張立証は、的確な専門的知見や科学的根拠に基づくものと認めるに足りないから、「入倉・三宅式」の策定やその妥当性を検討するに当たって用いられた震源インバージョン解析の手法や Somerville 規範によるトリミングの方法の合理性を減殺させるものではなく、このことをもって、「入倉・三宅式」を用いることが不合理であるとはいえない。なお、原告らは、入倉・三宅（2001）において、Wells and Coppersmith（1994）の断層面積は、震源インバージョンによる Somerville et al.（1999）の断層面積と「規模の大きい地震では良く一致している」と評価しているのは誤っているというが、2001年に発表されて以来、他の専門家らにより検証されてきた論文において示された専門家による科学的な見地からの総合的な評価について、論文が基礎としたデータのうち一部のデータのみを取り出して誤りと主張するものである上、的確かつ専門的な科学的知見に基づいてされた主張とは認められない。

加えて、本件各原子炉施設については、被告参加人において、2005年福岡県西方沖地震について、「入倉・三宅式」を含む強震動予測レシピを用いて地震動評価をしたところ、本件各原子炉施設敷地における同地震の観測記録をおおむね再現できることを確認していることが認められる（丙16）。

また、後記イ(エ)のとおり、強震動予測レシピは、全体として体系付けられたひとまとまりの方法論であるから、その一部のみを変更することは、強震動予測レシピの性質上、許容されないというべきである。

以上によれば、原告らのその余の主張を検討しても、活断層で発生する地震の特性化震源モデルにおける震源特性パラメータの設定の過程で、強震動予測レシピに基づき、震源断層面積 S と地震モーメント M_0 の経験

的關係式ないし経験式として「入倉・三宅式」を用いることが不合理であるとは認められない。

イ 短周期レベルの算出について

原告らは、短周期レベルの算出において、「壇ほか式」を用いると、「片岡ほか式」を用いる場合と比べて過小評価になるところ、①「壇ほか式」は、世界の地震データを用いた上で、短周期レベルは地震モーメントの $1/3$ 乗に比例すると仮定して関係式の傾きを $1/3$ としているが、「片岡ほか式」は、日本の内陸地震について、何乗根かも含めて最小二乗法でパラメータを決め、傾きについて $1/2$ に近い値を得ているから、「片岡ほか式」がより妥当な関係式である、②「壇ほか式」は $M_0 < 7.5 \times 10^{18} \text{ Nm}$ において適用される式であるが、 $M_0 \geq 7.5 \times 10^{18} \text{ Nm}$ の範囲においては、「入倉・三宅式」又は「武村式」が妥当するとされているところ、これらの式について、強震動予測レシピの式等を用いて短周期レベルAと地震モーメント M_0 との関係に引き直すと、短周期レベルAは $M_0^{1/2}$ に比例することとなるので、基本的に「片岡ほか式」が導かれ、「片岡ほか式」が妥当する、③「武村式」と「壇ほか式」を用いた場合に生じる矛盾は「壇ほか式」を用いたために生じるものであるなどとして、「武村式」と「片岡ほか式」を用いるのが合理的である旨主張する。

地震動審査ガイドは、前記アのとおり、考慮すべき最新の研究成果の一つの例として強震動予測レシピを挙げているところ、強震動予測レシピは、認定事実(2)ア(ア)b(c)のとおり、活断層で発生する地震の特性化震源モデルについて活断層で発生する地震における震源断層モデルの微視的震源特性に関するパラメータであるアスペリティの面積の設定に関し、断層幅が地震発生層を飽和しない中小規模の地震で円形破壊面を仮定できる場合において、短周期レベルAを設定した上でアスペリティの総面

積 $S a$ を求めることとし、短周期レベルAを算出するに当たって、地震モーメント M_0 と短周期レベルAの経験的關係式ないし経験式として「壇ほか式」を採用している。また、被告参加人は、本件申請において、認定事実(2)ア(イ)b(c)のとおり、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定における断層モデルを用いた手法による地震動評価において、当時の強震動予測レシピに基づき、短周期レベルAを「壇ほか式」に基づき設定した。したがって、前記アと同様、仮に、「壇ほか式」を用いることが不合理であれば、基準地震動に関する原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があると認められる可能性が生じることとなるので、「壇ほか式」を用いることが不合理であると認められるかどうかを検討する。

(ア) 「壇ほか式」の評価

強震動予測レシピは、平成17年3月23日に「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）」との名称で初めて公表されてから複数回にわたって改訂等がされた後の令和2年3月6日改訂の最新版に至るまで、一貫して、活断層で発生する地震の特性化震源モデルについて活断層で発生する地震における震源断層モデルの微視的震源特性に関するパラメータであるアスペリティの総面積 $S a$ の設定に係る短周期レベルAの設定に関し、地震モーメント M_0 と短周期レベルAの経験的關係式ないし経験式として「壇ほか式」を採用している（乙33, 57, 79, 99, 142, 254）。しかも、前記ア(ア)のとおり、地震本部地震調査委員会において、当時の強震動予測手法について、2000年鳥取県西部地震及び2005年福岡県西方沖地震を対象とし、これらの地震の観測波形と比較検討することにより、基本的な妥当性が確認されるとともに、より高精度化するための課題等が検討されている。これらのことは、「壇ほか式」を用いることが合理的であることを裏付けてい

るといえる。

(イ) 原告らの主張①（データセット及び関係式の傾き）について

壇ほか（2001）は、「壇ほか式」について、12個の内陸地殻内地震の短周期レベルAが地震モーメント M_0 の3分の1乗に比例するとした上で、回帰（最小二乗法）で定数を決め、得られた関係式であるとする。その根拠としては、「Frankel（1995）の研究によると、内陸地震である1989年米国 Loma Prieta 地震の本震と複数の余震の加速度フーリエスペクトルの短周期帯域の値は、地震モーメントの立方根 $M_0^{1/3}$ でスケールリングできることが分かっている」などとし、過去の研究結果を基に、内陸地殻内地震の短周期レベルAが地震モーメント M_0 の3分の1乗に比例することを仮定している。また、上記の回帰に用いていないデータについても、Mw 4から7までの広い範囲で「壇ほか式」による値とほぼ対応していることが分かるとし、その妥当性を確認している。（甲53，乙139，丙21）

また、「壇ほか式」が提案された壇ほか（2001）及び「片岡ほか式」が提案された片岡ほか（2006）が公表された後の知見である佐藤（2010）、佐藤・堤（2012）、田島ほか（2013）及び佐藤（2016）においても、「壇ほか式」が比較検討の対象とされたり、「壇ほか式」を用いた検討がされたりするなどしている。これは、「壇ほか式」が内陸地殻内地震の地震モーメント M_0 と短周期レベルAの経験的關係式ないし経験式として基本的に妥当することを前提としているといえる。（乙86，139，丙11，12，22）

さらに、証拠上、地震モーメント M_0 と短周期レベルAの関係について、日本で発生した地震と海外で発生した地震とを比較して相違があるとする科学的知見があるとは認められない。

これらのことからすると、「壇ほか式」に比べ「片岡ほか式」がより

妥当な関係式であるとはいえない。

(ウ) 原告らの主張②（適用範囲）について

壇ほか（2001）において、「壇ほか式」を導く際に回帰に用いたデータの地震モーメント M_0 は「 $3.5 \times 10^{24} \leq M_0$ [dyne-cm] $\leq 7.5 \times 10^{26}$ 」すなわち「 $3.5 \times 10^{17} \leq M_0$ [Nm] $\leq 7.5 \times 10^{19}$ 」とされるなどしており（甲53, 乙139, 丙21）, 「壇ほか式」が $M_0 < 7.5 \times 10^{18}$ Nmにおいてのみ適用されるものとはいえない。

(エ) 原告らの主張③（矛盾の発生）について

強震動予測レシピは、認定事実(2)ア(ア)b(a)のとおり、①特性化震源モデルの設定、②地下構造モデルの作成、③強震動計算、④予測結果の検証の四つの過程から成る。また、認定事実(2)ア(ア)b(c)のとおり、活断層で発生する地震に対する震源特性パラメータの設定の全体の流れは、別紙「付図2 活断層で発生する地震の震源特性パラメータ設定の全体の流れ」に示すとおりとしている。このように、強震動予測レシピは、全体が体系的でひとまとまりの方法論として策定されたものである。強震動予測レシピは、今後も強震動評価における検討により、修正を加え、改訂されていくことを前提としているものではあるが、そうであるからといって、その一部のみを変更すること、例えば、強震動予測レシピで採用されている「入倉・三宅式」を「武村式」に置き換えたり、同じく強震動予測レシピで採用されている「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えたりすることを想定しているとは認め難い。上記のとおり、強震動予測レシピは、全体として体系付けられたひとまとまりの方法論であるから、その一部のみを変更することは、強震動予測レシピの性質上、許容されないというべきである（乙246, 247参照）。

原告らは、「入倉・三宅式」と「壇ほか式」を用いる代わりに、「武村式」と「片岡ほか式」を用いて、地震動を評価すべきであると主張す

るが、その妥当性を裏付ける科学的知見は見当たらない。

原告らは、強震動予測レシピが、断層幅が地震発生層を飽和する大規模な地震で、円形破壊面を仮定することができない場合に、アスペリティ面積比 S_a/S を 22% とすること等としている点について、単なる便法にすぎないと主張する。しかし、この手法は、地震本部地震調査委員会が長大な断層である山崎断層帯の地震動を評価するに当たり、パラメータ設定に関して様々な検討を行う中で提唱されたもので、長大な断層に対しても、既往の研究と同程度の応力降下量が推定でき、強震動予測結果もレシピに従った結果と同程度となることが確認された上で、取り入れられたものであると認められる（乙139）から、単なる便法とはいえない。また、原告らは、1948年福井地震の実測値に基礎を置く値に基づき「壇ほか式」を用いて計算すると、アスペリティ面積比が1を超えるという問題点ないし矛盾が生じる旨主張するが、この計算に際し、強震動予測レシピが用意している上記の手法を用いていないなど、正しい計算をしているとはいえないから、この原告らの主張を踏まえても、強震動予測レシピに問題があるとはいえない。

加えて、本件各原子炉施設については、被告参加人において、2005年福岡県西方沖地震について、「壇ほか式」を含む強震動予測レシピを用いて地震動評価をしたところ、本件各原子炉施設敷地における同地震の観測記録をおおむね再現できることを確認している（丙16）。

以上によれば、原告らのその余の主張を検討しても、活断層で発生する地震の特性化震源モデルにおける震源特性パラメータの設定の過程で、強震動予測レシピに基づき、地震モーメント M_0 と短周期レベル A の経験的關係式ないし経験式として「壇ほか式」を用いることが不合理であるとは認められない。

ウ ばらつきの考慮について

地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) は「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」と定めている。原告らは、第2文の「その際」は「地震規模を設定する」を指すものであって、第2文は、経験式が平均値であるため、地震規模を設定する場合は、平均値ではなく、ばらつきの考慮を加えて設定すべきであるという意味であるとした上で、そうであるにもかかわらず、本件各原子炉施設に関し、地震モーメントを算出する際、ばらつきが考慮されておらず、原子力規制委員会の審査及び判断は不合理である旨主張する。

しかし、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) は、地震動審査ガイド I. 3. 3 の「地震動評価」に関するものではなく、地震動審査ガイド I. 3. 2 の「検討用地震の選定」に関するものである。基準地震動策定フローからいえば、「地震動の評価」の前段階の「検討用地震の選定」に関するものであって、地震動評価そのものに関するものではない。地震動評価に関するものは、別途、規定されている。なお、ここでいう「検討用地震の選定」とは、敷地周辺で想定される地震の中から敷地に対して相対的に大きな影響を与える地震を幾つか抽出する過程をいい、具体的には、地震規模と敷地からの距離との関係等から、敷地におけるおおよその地震動レベルを求めるなどして、敷地に大きな影響を与えると予想される地震を選定する過程をいうものと解される(乙108, 136)。

また、一般に、経験式は、観測データを回帰分析して得られる一般法則であり、基礎となった観測データにはばらつきがあることや個々のデー

タとの間には乖離があることを前提にして策定されるものであって、これを用いてある数値（パラメータ）を求めることができるものである。そうすると、その文理からみて、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)が、地震規模を設定するに当たり経験式を用いるとしながら、他方で、経験式そのものないし経験式から得られる数値（平均値）を修正して地震規模を設定するという、一旦採用した経験式を無視した恣意的な操作が可能となるような考慮をすることを求めていると解することはできない。実際、「入倉・三宅式」等の経験式が体系的に組み込まれている強震動予測レシピにおいて、原告らが主張するような方法で、経験式が有するばらつきを考慮することを求める旨の記載は見当たらない（乙33, 57, 79, 99, 142, 254参照）。

地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)が検討用地震の選定に関する規定であることや、規定の文理からすれば、同規定は、経験式を用いるに当たり、当該地域に関する調査の結果等を踏まえ、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認すること、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する際には、経験式の基となった観測データのばらつきも踏まえて検討されていることを確認する必要があることを定めていると解するのが相当である。地震動審査ガイドを作成した原子力規制委員会自体が、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)の第2文は、地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)が地震動審査ガイドの経験式の適用に係る記載としては初出であることから、確認的に、経験式の適用範囲を確認する際の留意点を記載したものである旨の考え方を示していることから（乙108）、上記のように解するのが相当である。

地震動審査ガイドI. 3. 2. 3 (2)の文言の作成過程等を検討すると（甲127, 129, 142, 144～153, 169, 乙32参照）、その過程において、専門家の委員から、経験式を用いて地震規模

を想定ないし設定する場合には経験式の基となるデータのばらつきや経験式に係る不確かさを考慮する必要があることを記載する必要がある旨指摘され、これを受けて、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) の第 2 文に相当する文言が追加されたという経緯があったといえる。しかし、この経緯をもって、地震動審査ガイド I. 3. 2. 3 (2) の第 2 文について、原告らが主張するような意味に解する必要があるとはいえない。原告らの主張する方法と異なる方法で、基準地震動に係る具体的審査基準が、経験式の適用範囲の検討やその他の地震動の評価の過程において、上記のばらつきや不確かさを考慮することを求めていることは、上記の経緯に照らしても、不合理であるとはいえない。

したがって、上記の原告らの主張は、採用できない。

エ 2016年熊本地震について

原告らは、2016年熊本地震では、震度7の地震が間をおかずに2回起こり、震度4以上の地震は100回を超えているところ、本件申請に係る審査では、このような態様の地震について検討されておらず、また、このような態様の地震が起こると、1回目の地震で塑性変形を起こした設備が2回目の地震に耐えられずに破損する危険があるなどと主張する。

しかし、2016年熊本地震において、最大の加速度を観測したKiK-net益木観測点(KMMH16)の観測記録(最大加速度がUDで1399Gal)は、火山灰質粘土や砂から成る比較的軟弱な地盤(S波速度が約0.11km/s~0.24km/s)における地表観測記録であり、一方で、同観測点の地下-252mの硬質な岩盤(S波速度が約2.7km/s)における観測記録(最大加速度がNSで237Gal, EWで178Gal, UDで127Gal)は、上記地表観測記録の数分の1にとどまっていることが認められる(乙66, 67, 弁論の全趣旨)。したがって、2016年熊本地震の硬質地盤における地震動は、さほど大

きなものではなかったといえる。一方で、本件各原子炉施設は、硬質な地盤（S波速度が約1.35 km/s）に設けられている（認定事実(2)ア(イ) a(a), 丙16, 弁論の全趣旨）のであり、2016年熊本地震において震度7の地震が間をおかずに2回起こったこと等をもって、本件各原子炉施設に係る耐震設計が不十分であるとはいえない。

設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈等において、短期間に繰り返し地震が起こることを想定した規定は見当たらない。しかし、設置許可基準規則は、「設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」とし（4条1項）、「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」とし（4条3項）、設置許可基準規則解釈は、上記「地震力に十分に耐える」とは、「ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。」とし（別記2の1）、上記「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、「基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては」「建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること」を求める（別記2の6一）などする。このように、耐震設計において、施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることや、安全余裕を有していることが求められており、このような要求事項に照らすと、比較的大規模な地震が繰り返し起こったとしても、1回目の地震で塑性変形を起こした設備が2回目の地震に耐えられずに破損

する危険があるとはいえない。

したがって、上記の原告らの主張を踏まえても、本件申請に係る地震による損傷の防止について、原子力規制委員会の審査及び判断が不合理であるとは認められない。

オ 原告小山英之の見解について

原告小山英之は、地震動の過小評価を引き起こさない安全側の立場に立って Fujii and Matsu'ura (2000) が提案する関係式すなわち「Fujii-Matsu'ura 式」(平成29年4月27日改訂の強震動予測レシピ(乙57, 99)の(22-1)式)等を用いて地震動を評価すべきである旨の陳述等をする(甲124, 138, 弁論の全趣旨)。しかし、その妥当性を裏付ける科学的知見は見当たらないから、上記の同原告の陳述等は採用できない。

(3) まとめ

以上によれば、本件申請に係る基準地震動の策定等ひいては地震による損傷の防止について、被告において、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証したといえ、原告らのその余の主張立証を踏まえても、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められない。

したがって、原告らの本件各原子炉施設が設置許可基準規則4条3項に適合しないから本件処分が違法である旨の主張は採用できない。

5 争点(3) (設置許可基準規則6条1項(火山の影響に係る部分)適合性の有無)について

(1) 原子力規制委員会の審査及び判断の不合理な点の有無

ア 関連事実等

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実等が認められる。

(ア) 日本(特に九州)の火山及び巨大噴火に関する知見(乙108, 14



6～149, 151～157, 164～166, 168, 200, 204, 207, 丙25, 27, 34～43, 50, 115, 116, 118, 119, 122, 131, 170, 174, 175)

a 火山の分布及び火山弧の活動

世界には、火山が広く分布している。その多くは、プレート境界に沿って形成される火山弧で、火山島や火山を含む山々の連鎖である。日本には、五つの火山弧（千島、東北日本、伊豆－小笠原、西南日本、琉球）がある。日本の火山は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込んでいる場所にできる島弧型火山である。

一般に、火山弧の活動は、プレートの沈み込みとテクトニクス場に関連すると考えられている。太平洋プレートが沈み込む際、プレート上部の海洋地殻には多くの水（含水鉱物）が含まれており、これらが脱水する温度・圧力条件まで沈み込むと水を放出する。放出された水はマントル内を上昇し、水の介在により融点が降下するため、岩石を溶解する温度・圧力条件を満たす領域でマグマが生成されることが考えられている。そして、マグマは周囲との密度差から上昇し、周囲の密度差が釣り合うところで、マグマ溜まりを形成する。このため、プレート境界に沿って火山弧が形成されることが考えられている。そして、上昇したマグマが地表に到達する際には、浅部地殻の構造とテクトニクス場が影響すると考えられている。

b 火山の噴火

火山の噴火は、地下で生成されたマグマが噴出することによって生じる。そのマグマは地下に形成されたマグマ溜まりから供給されることが考えられている。噴火には、マグマが地表に噴出するマグマ噴火とマグマの熱で地下水が温められて水蒸気となって爆発する水蒸気噴火があるが、より広範囲に被害をもたらすのはマグマ噴火である。マグマ

噴火の分類として、ハワイ式噴火、ストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プリニー式噴火に分類することがあり、その中で最も激しい噴火がプリニー式噴火である。

マグマが冷却して固化した岩石を火成岩といい、火成岩には、地表や地下の浅いところで急速に冷えてできた火山岩と、地下の深い所でゆっくりと冷えてできた深成岩がある。火成岩は、含有される苦鉄質鉱物と珪長質鉱物の量比により、苦鉄質鉱物に富む苦鉄質岩、珪長質鉱物に富む珪長質岩等に区分される。この観点から火山岩を区分すると、苦鉄質岩には玄武岩、珪長質岩にはデイサイト及び流紋岩が、それぞれ相当する。

マグマの粘性や密度は、マグマが移動する際の速度や噴火の激しさなどと密接な関係がある。一般的に、玄武岩質マグマは、流紋岩質マグマに比べて、温度が高く、粘性が低く、密度が大きいとされ、逆に、流紋岩質マグマは、玄武岩質マグマに比べて、温度が低く、粘性が高く、密度が小さいとされている。珪長質マグマ（流紋岩質マグマ）は、 SiO_2 （二酸化ケイ素）成分に富み、比較的低温で粘性が高いため、一気に地殻中を上昇し噴火することは困難であり、長い年月をかけて大量のマグマを蓄積しやすい。そのため、大規模なマグマ溜まりを形成して噴火を起こす巨大噴火は、一般に珪長質マグマによるものである。

c. カルデラ

カルデラとは、輪郭が円形又はそれに近い火山性の凹陥地で、普通の火口より大きいものをいう。火道に直接連なっている火口の大きさは、通常直径1 kmを超えないとされるので、それよりもはるかに大きな火山性の凹地は、火山の単純な爆発的活動で生じたものではないと考えられ、火口と区別してカルデラと呼ばれている。カルデラは、爆

発カルデラ、陥没カルデラ及び浸食カルデラに大別されるが、世界の主なカルデラは、陥没カルデラである。陥没カルデラは、巨大な噴火によって多量のマグマが地下から一気に放出され、地下のマグマ溜まりのマグマが急激に失われて空洞が生じることにより、地表部が大きく陥没するために形成されると考えられている。

カルデラを形成するような大規模な噴火すなわちカルデラ噴火を経験したことのある火山を、カルデラ火山といい、カルデラ噴火による火山性の凹地をカルデラ陥没という。通常の活火山のマグマの性質が玄武岩質から流紋岩質まで多様であり、火山体としての噴出物の量もせいぜい数十km³程度であるのに対し、カルデラ噴火の場合は、マグマの性質がほとんど流紋岩質かデイサイト質であり、通常の活火山の数倍ないし数十倍のマグマをほぼ瞬時に噴出する。

d マグマ溜まりの定置位置

地球の内部構造は、基本的には、密度の大きな物質がより深い場所に存在し、密度の小さい物質がより表面付近に存在する、密度成層構造を作っているとされている。深さ約100kmより浅い地球の内部は、密度の大きいマントルと密度の小さい地殻に区分され、さらに、地殻は、鉄などに富む比較的密度の大きな苦鉄質岩から成る下部地殻と、ケイ素やアルミニウムなどに富む比較的密度の小さな珪長質岩から成る上部地殻に区分できるとされている。地殻とマントルの境界はモホロビッチ不連続面と呼ばれ、上部地殻と下部地殻の境界はコンラッド面と呼ばれる。上部地殻と下部地殻の境界は、しばしば不鮮明で、明瞭な不連続面として認識できないことも多いとされている。

地下で生成されたマグマは、このような地球内部の密度構造に支配されながら、浮力によって上昇、移動すると考えられている。そして、マグマが一定の深さに溜まる条件として、基本的には浮力中立又は密

度中立の考え方が広く受け入れられており、この考え方によれば、マグマの密度が周囲の岩石より小さければ浮力によって上昇し、大きければ重力によって沈降し、密度が均衡していればその均衡した深さでとどまるとされる。浮力中立点にマグマが定置するという考え方は、基本的には、火山学において広く採用されている。

カルデラ陥没は、マグマ溜まりが比較的浅いところに存在する場合に特徴的に形成されるとされ、マグマ溜まりの深さが約10 km以浅の場合にカルデラ陥没が発生し得るのに対し、それよりも深い場合にはカルデラ陥没の形成は困難であるとされている。

また、日本の火山が類別される島弧型火山の場合、巨大噴火については、地下4ないし12 km程度にマグマ溜まりがあると推定されることが多い。

このような、日本の地殻の特性を考慮した浮力中立点の考え方、陥没カルデラの形成に係るマグマ溜まりの深さの制約の考え方、過去の巨大噴火の解析等から、巨大噴火におけるマグマ溜まりの定置位置は、地殻浅部とされている。

上記のような破局的噴火を含む巨大噴火とマグマ溜まりの位置等との関係については、Roche and Druitt (2001), 荒牧 (2003a), 荒牧 (2003b), 鍵山編 (2003), 小林 (2017), 下司 (2016), 下司 (2018), 篠原ほか (2008), 高橋 (2014), 東宮 (1997), 東宮 (2016), 安田ほか (2015), 吉田ほか (2017) 等の専門的知見において示されている。

e 噴火可能なマグマ

マグマに含まれる結晶量の割合が50%程度以上で、熔融した部分(メルト)の割合が50%程度以下の部分は、マッシュ、マッシュ状のマグマ又はクリスタルマッシュなどと呼ばれ、そのままでは噴火で

きないマグマの領域とされている。結晶量が50%程度以下では結晶相互の接触は少なく、結晶はほぼ自由に運動できるが、結晶量が50%前後から増加すると結晶同士の接触が多くなり、結晶の動きが著しく阻害され、結晶量が75%を超えると結晶同士が固着するため全体としてはほとんど固体として振る舞う。したがって、噴火可能なマグマは、結晶量が50%未満で、溶融したマグマが50%以上含まれるものであるといえる。

f マグマの発泡

マグマには、水(H₂O)及び二酸化炭素(CO₂)等の揮発性成分が含まれており、そのほとんどが水である。マグマが、地下深部のような高い圧力下にあると、水はマグマの中に溶け込めるが、マグマの上昇による減圧等が起こると、その水が水蒸気となってマグマから分離し、マグマが発泡するとされている。マグマ中揮発性成分が飽和し、気泡が形成されることをマグマの発泡といい、マグマ全体の密度を大きく低下させ、マグマ溜まりからマグマが上昇する駆動力となるとされている。そして、マグマが発泡すると、その泡を含めたマグマの体積が増加し、マグマ溜まりの圧力が増加することで、その上部の岩石を破壊し、噴火に至るとされている。これらからすると、マグマに溶け込んだ水が噴火の主な駆動力となっており、マグマに含まれる水の量が少なければ、噴火を発生させるための駆動力が乏しくなると考えられる。

g VEI

VEI (Volcanic Explosivity Index) (火山爆発指数) は、火山噴火の規模を表す一つの指標であり、噴火終了後に噴出した火砕物(火山灰、火砕流等)の量で評価され、この噴出物量に溶岩は加味されない。噴出物量に応じて、次のとおり0から8までに分類されている。

る。VEI 7以上の大規模な噴火を破局的噴火という。

VEI 0 0.00001 km³未満

VEI 1 0.00001 km³以上0.001 km³未満

VEI 2 0.001 km³以上0.01 km³未満

VEI 3 0.01 km³以上0.1 km³未満

VEI 4 0.1 km³以上1 km³未満

VEI 5 1 km³以上10 km³未満

VEI 6 10 km³以上100 km³未満

VEI 7 100 km³以上1000 km³未満

VEI 8 1000 km³以上

h DRE換算体積

DRE換算体積は、全てのタイプの噴出物を溶岩と同じ比重にしたときに相当する体積を示すものであり、ほぼマグマの体積に一致する。

i 九州の火山分布

九州の活火山（過去1万年以内に噴火したことがある火山）は、北部では、北東から南西方向にかけて、北東から順に、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳等が並んでおり、また、阿蘇山から南方には、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島等が並んでいる。九州中部・北部の火山は、別府－島原地溝に、九州南部の火山は鹿児島地溝という陥没帯に沿って分布している。

九州に分布するカルデラは、北の別府－島原地溝、南の鹿児島地溝に沿って分布しており、北から順に、阿蘇カルデラ、加久藤・小林カルデラ、始良カルデラ、阿多カルデラ及び鬼界カルデラ（本件5カルデラ）がある。加久藤・小林カルデラ、始良カルデラ及び阿多カルデラは、鹿児島地溝に含まれるとされている。

(イ) 本件5カルデラの位置及び噴火履歴（乙155、160、193、2

03, 丙27, 28, 32, 49)

a 阿蘇カルデラ

阿蘇カルデラは、本件各原子炉施設敷地の東南東約130kmに位置する東西約17km, 南北約25kmのカルデラである。阿蘇カルデラ周辺の火山としては、カルデラの中央部に阿蘇山が、東側に根子岳がそれぞれ位置し、縁辺部には先阿蘇の火山岩類が分布する。

阿蘇カルデラにおいては、約27万年前から約25万年前に阿蘇1噴火（噴出量100km³以上）が、約14万年前に阿蘇2噴火（噴出量100km³以上）が、約12万年前に阿蘇3噴火（噴出量約200km³）が、約10万年前に阿蘇A B C D噴火が、約9万年前から約8.5万年前に阿蘇4噴火（噴出量約600km³）が発生した。このうち、最大規模の阿蘇4噴火の際には、火砕流堆積物は、九州北部及び中部並びに山口県南部の広い範囲に分布している。

地質調査の結果、阿蘇4噴火による火砕流堆積物は、本件各原子炉施設敷地を中心とする半径30kmの範囲には認められるものの、同敷地内には認められていない。

約9万年前の巨大噴火の後、約3万年前の阿蘇草千里ヶ浜噴火（噴出量約2km³）などが起こり、阿蘇山を含む中央火口丘が形成された。最近1万3千年の間には阿蘇山の中岳からの灰噴火を主体とする火山活動が継続しており、約3千年前から約4千年前の中央火口丘北西山麓での噴火活動など、0.05km³（DRE換算体積）程度の噴火も発生している。

b 加久藤・小林カルデラ

加久藤カルデラは、本件各原子炉施設敷地の南南東約180kmに、小林カルデラは、同敷地の南南東約200kmにそれぞれ位置し、両カルデラは隣接しており、いずれもカルデラ地形が不明瞭である。加久

藤・小林カルデラ周辺の火山としては、加久藤カルデラ南縁付近に霧島山が位置する。

加久藤・小林カルデラにおいては、約53万年前から約52万年前に小林笠森噴火（噴出量100km³以上）が、約33万年前から約32万年前に加久藤噴火（噴出量100km³以上）が発生した。それぞれの噴火の際に噴出した火砕流堆積物は、鹿児島県北部及び中部、宮崎県中部及び南部並びに熊本県南部の広い範囲に分布している。

地質調査の結果、小林笠森噴火及び加久藤噴火の火砕流堆積物は、本件各原子炉施設敷地を中心とする半径30kmの範囲には認められていない。

加久藤噴火以降は、約4.5万年前に霧島イワオコシ噴火（噴出量約1km³）が発生するなど、霧島山の栗野岳、獅子戸岳や新燃岳などにおいて、複数の火山活動が発生している。平成23年には新燃岳において噴火が発生したところ、これは0.02km³（DRE換算体積）程度の噴火であった。

c. 始良カルデラ

始良カルデラは、本件各原子炉施設敷地の南南東約220kmに位置する東西約17km、南北約23kmのカルデラである。始良カルデラ周辺の火山としては、カルデラの北東側に若尊カルデラが、南西縁に桜島がそれぞれ位置し、縁辺部に先始良の火山岩類が分布する。

始良カルデラにおいては、約9万年前に福山降下軽石（DRE換算体積24km³）（福山噴火）が、約6万年前に岩戸テフラ（DRE換算体積14.72km³）が、約3.1万年前に深港テフラ（DRE換算体積4.5km³）が噴出するなどした。約3万年前から約2.8万年前に始良Tn噴火（噴出量約500km³）が発生した。その際に噴出した火山灰は日本全域に、火砕流堆積物（入戸火砕流堆積物）は九州南部の広い範囲に分布している。約1.3万年前に桜島薩摩噴火（噴出量約11

km³ないし約1.4 km³)が発生している。

地質調査の結果、入戸火砕流堆積物は、本件各原子炉施設敷地を中心とする半径30 kmの範囲には認められていない。

約4500年前からは南岳を中心とした噴火が継続しており、大正3年には大正噴火(DRE換算体積1.5 km³)が発生した。

d 阿多カルデラ

阿多カルデラは、北側に位置するカルデラ及び南側に位置するカルデラから成る。北側のカルデラは、本件各原子炉施設敷地の南南東約250 kmに位置する東西約1.1 km、南北約1.0 kmのカルデラであり、南側のカルデラは、同敷地の南南東約270 kmに位置する東西約2.0 km、南北約1.0 kmのカルデラである。阿多カルデラ周辺の火山としては、南側のカルデラの西側に指宿火山群及び池田が、南西縁に開聞岳がそれぞれ位置する。

阿多カルデラにおいては、約24万年前に阿多鳥浜噴火(噴出量100 km³以上)が、その後、上ノ宇都噴火、塩屋噴火、阿多丸峰噴火などが、そして、約10.5万年前に阿多噴火(噴出量約400 km³)がそれぞれ発生し、約10万年前以降に山川湾溶岩などが、約5.3万年前に唐山スコリア丘清見テフラが、約3700年前以降に川尻凝灰角礫岩などがそれぞれ噴出した。阿多鳥浜噴火及び阿多噴火の際に噴出した火山灰は、関東地方を含む広い範囲に分布し、火砕流堆積物は、九州南部の広い範囲並びに鹿児島県の屋久島及び種子島に分布している。

地質調査の結果、阿多鳥浜噴火及び阿多噴火の火砕流堆積物は、本件各原子炉施設敷地を中心とする半径30 kmの範囲には認められていない。

阿多噴火以降、指宿火山群の噴火が発生し、約6400年前には池

田噴火（噴出量約5㎥）が発生し、それ以降は、開聞岳を中心とした比較的小規模な噴火が継続している。

e 鬼界カルデラ

鬼界カルデラは、本件各原子炉施設敷地の南方約310kmの海域に位置する東西約23km、南北約16kmのカルデラである。鬼界カルデラ周辺の火山としては、カルデラの北西縁に薩摩硫黄島が位置する。薩摩硫黄島は、硫黄岳及び稲村岳の成層火山から成る火山島である。

鬼界カルデラにおいては、約14万年前に小アビ山噴火（噴出量100㎥以上）が、約9.5万年前に鬼界葛原噴火（噴出量100㎥以上）が、約7300年前に鬼界アカホヤ噴火（噴出量約200㎥）がそれぞれ発生した。このうち、鬼界アカホヤ噴火の際に噴出した火山灰は、東北地方を含む広い範囲に分布し、火砕流堆積物（幸屋火砕流堆積物）は、鹿児島県南部を含む、鬼界カルデラから半径約100kmの範囲に分布している。

地質調査の結果、小アビ山噴火の火砕流堆積物（小アビ山火砕流堆積物）、鬼界葛原噴火の火砕流堆積物（長瀬火砕流堆積物）及び鬼界アカホヤ噴火の火砕流堆積物（幸屋火砕流堆積物）は、いずれも本件各原子炉施設敷地を中心とする半径30kmの範囲には認められていない。

その後、約6000年前から約530年前までに硫黄岳を形成した一連の噴火（DRE換算体積1.14㎥）、約3900年前から約3200年前までに稲村岳を形成した一連の噴火（DRE換算体積0.09㎥）、昭和9年に新硫黄島（昭和硫黄島）を形成させた噴火（噴出量1㎥以下）のような噴火が発生した。

(ウ) 被告参加人による本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生可能性の評価（乙54, 132, 153, 155, 1

60～163, 193, 200, 207, 丙25～28, 32, 33, 40, 41, 43～50, 115～121, 123～139, 143～168, 174, 175, 179)

被告参加人は、本件各原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある火山について、その活動性及び影響範囲を把握するため、文献調査（地質調査総合センター「日本の火山（第3版）」（2013）及び町田・新井（2011）等の文献の調査）、地形・地質調査及び地球物理学的調査を実施した。その上で、認定事実(2)イ(i)aのとおり、本件各原子炉施設に影響を及ぼし得る火山として、過去に破局的噴火が発生した本件5カルデラを含む21火山を抽出し、認定事実(2)イ(i)bのとおり、本件5カルデラについては、本件各原子炉施設の運用期間中におけるVEI7以上の噴火（破局的噴火）の活動可能性が十分低いと評価した上で、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮して本件各原子炉施設への影響を評価し、その他の16火山については、既往最大規模の噴火を考慮して本件各原子炉施設への影響を評価した。

被告参加人は、上記のとおり、本件5カルデラについて、本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の活動可能性すなわち発生可能性が十分低いと評価した。その評価の方法及び内容は、次のとおりである。

被告参加人は、本件5カルデラについて、①破局的噴火の噴火間隔、②噴火ステージ、③マグマ溜まりの状況の三つの観点を総合的に考慮して、本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生可能性を評価した。①については、破局的噴火は極めて大規模な噴火であり、地下のマグマ溜まりに大量のマグマが蓄積されることが必要であるため、本件5カルデラにおける破局的噴火の噴火間隔と最新の破局的噴火からの経過時間との比較により、破局的噴火に必要な大量のマグマが蓄積されるために必要な時間が経過しているかを検討した。②については、対象とす

べき火山の活動時期、噴火規模等を想定する考え方の一つである上、Nagaoka (1988) の噴火ステージに関する知見等を踏まえ、本件5カルデラの噴火ステージを検討し、運用期間中の破局的噴火の可能性に関する一つの考慮要素とした。③については、破局的噴火を発生させるのは珪長質の大規模なマグマ溜まりであり、また、破局的噴火を発生させるためには、深さ10kmよりも十分浅い位置に、破局的噴火を発生させ得るほど多量の珪長質マグマが蓄積されている必要があるとされていることから(前記アb～d参照)、本件5カルデラについて、深さ10km以浅における大規模なマグマ溜まりの有無を検討し、また、Druitt et al. (2012) が、破局的噴火直前の100年程度の間、急激にマグマが供給されたと推定していること等を踏まえると、多くのカルデラ噴火の前にはマグマ溜まりの膨張があったと考えられるところ、マグマ溜まりの規模の変化は、カルデラ火山の基線長の変化等から推定することができる考え、マグマ溜まりの増大の有無について検討した。

被告参加人は、本件5カルデラのそれぞれの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生可能性について、次のとおり、評価した。

a 阿蘇カルデラについて

① 破局的噴火の噴火間隔について

町田・新井(2011)、小野・渡辺(1983)、松本ほか(1991)、小野ほか(1977)、小野・渡辺(1985)、宮縁ほか(2003)、三好ほか(2009)及び須藤ほか(2007)等を踏まえると、阿蘇カルデラは、破局的噴火の最短の噴火間隔が約2万年、平均発生間隔が約5.3万年であるのに対して、最後の破局的噴火(阿蘇4噴火)からは約9万年が経過している。このことからすると、既に破局的噴火のマグマ溜まりを形成している可能性又はもはや破局的噴火を発生させる供給系ではなくなって

いる可能性があり、破局的噴火が切迫している可能性があるとの評価もあり得る。

② 噴火ステージについて

阿蘇カルデラにおける現在の噴火活動は、最新の破局的噴火以降、阿蘇山において草千里ヶ浜軽石等の多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであることから、後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられる。

なお、阿蘇カルデラは、一般的に、現在、後カルデラ期にあると考えられている。

③ マグマ溜まりの状況について

Sudo and Kong (2001) , 高倉ほか(2000) , 三好(2012) 及び三好ほか(2005) を踏まえると、阿蘇カルデラにおいて、地下10 km以浅に大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しないと考えられる。中央部の地下深さ6 km付近にマグマ溜まりがあると考えられているが、これは、破局的噴火を起こし得る大規模な珪長質マグマ溜まりではないと考えられる。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、大きな基線長の変化はなく、マグマ溜まりの顕著な増大は認められない。

したがって、阿蘇カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられる。

④ 評価

被告参加人は、上記①から③までを総合的に考慮して、阿蘇カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

b 加久藤・小林カルデラについて

① 破局的噴火の噴火間隔について

井村・小林（2001），長岡ほか（2010）及び町田・新井（2011）等を踏まえると，加久藤・小林カルデラは，最後の破局的噴火（加久藤噴火）から約33万年が経過しているが，加久藤噴火とその前の破局的噴火（小林笠森噴火）は約20万年の間隔である。このことからすると，既に破局的噴火のマグマ溜まりを形成している可能性又はもはや破局的噴火を発生させる供給系ではなくなっている可能性があり，破局的噴火が切迫している可能性があるとの評価もあり得る。

一方，鹿児島地溝にある3カルデラ（加久藤・小林，始良，阿多）（前記アi参照）全体としての破局的噴火の噴火間隔について検討したところ，階段ダイヤグラムにおける過去60万年間の破局的噴火間隔は，約9万年の周期性を有していることが分かった。上記3カルデラにおける最新の破局的噴火は，約3万年前の始良T_n噴火であり，始良T_n噴火からの経過期間は約9万年よりも十分短いことから，運用期間中に上記3カルデラで破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情の一つとなる。

② 噴火ステージについて

加久藤・小林カルデラにおける現在の噴火活動は，最新の破局的噴火以降，霧島山においてイワオコシ軽石等の多様な噴火様式の小規模噴火が発生していることから，後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられる。

③ マグマ溜まりの状況について

井村・小林（2001），鍵山ほか（1997），鍵山（2003）及びGoto et al.（1997）等を踏まえると，加久藤・小林カルデラにおいて，地下10km以浅に大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しないと考えられる。加久藤カルデラの南東縁に位置する霧島火

山群に関し、北西部の火山（硫黄山、新燃岳、中岳）の地下深さ10 km付近にマグマ溜まりがあると考えられているが、硫黄山や新燃岳における噴出物が安山岩質であることから、浅い位置に大規模な珪長質のマグマ溜まりが存在する可能性は低い上、マグマ溜まりが水平方向に広がっているのは約10 km以深であって、10 kmより十分浅い位置には広がっていないことから、破局的噴火を起こし得るような大規模な珪長質のマグマ溜まりではないと考えられる。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、大きな基線長の変化はなく、マグマ溜まりの顕著な増大は認められない。

したがって、加久藤・小林カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられる。

④ 評価

被告参加人は、上記①から③までを総合的に考慮して、加久藤・小林カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

c 始良カルデラについて

① 破局的噴火の噴火間隔について

町田・新井（2011）、長岡ほか（2001）、西村・小林（2012）、奥野（2002）、小林ほか（2013）、小林・溜池（2002）及び須藤ほか（2007）等を踏まえると、始良カルデラは、最後の破局的噴火（始良T_n噴火）から約3万年が経過している。始良T_n噴火の前の破局的噴火は約6万年以上前であるから、最後の破局的噴火からの経過時間は、破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短い。

また、前記b①のとおり、鹿児島地溝の3カルデラにおける破局的噴火の噴火間隔も、始良カルデラにおいて運用期間中に破局的噴

火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情の一つとなる。

② 噴火ステージについて

始良カルデラにおける現在の噴火活動は、桜島において多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり、プリニー式噴火が間欠的に発生しているものではなく、Nagaoka (1988) においても、現在、始良カルデラが後カルデラ火山噴火ステージにあることが示されていることから、後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられる。

なお、始良カルデラは、一般的に、現在、後カルデラ期にあると考えられている。

③ マグマ溜まりの状況について

井口ほか(2011)、京都大学防災研究所(2013)、安田ほか(2015)、井口(2015)及び小林ほか(2013)等を踏まえると、始良カルデラにおいて、地下10km以浅に大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しないと考えられる。始良カルデラに関し、⑦中央部下約10～12kmに主マグマ溜まり、④桜島南岳下4kmと⑤桜島北岳下3～6kmに副マグマ溜まりがあるとの知見がある。しかし、上記⑦については、破局的噴火を起こすような大規模な珪長質マグマ溜まりは深さ10kmよりも十分浅い位置に定置すると考えられる上、始良カルデラでの過去の破局的噴火時のマグマ溜まりの上部は深さ4～5km程度の地殻浅部にまで広がっていたとされていることからすると、破局的噴火を起こすような大規模な珪長質のマグマ溜まりである可能性は低い。上記④については、桜島南岳における噴出物が安山岩質であり、このマグマ溜まりが大規模であることを示す知見がないことから、破局的噴火を起こすような大規模な珪長質のマグマ溜まりではないと考えられる。上記⑤については、

上記①と連動していることから安山岩質であると考えられ、このマグマ溜まりが大規模であることを示す知見がないことから、破局的噴火を起こすような大規模な珪長質のマグマ溜まりではないと考えられる。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、基線長に若干の変化がみられ、マグマ溜まりの増大を示唆する基線の伸張傾向が認められるが、加茂・石原（1980）、江頭（1989）、山本ほか（2013）、井口ほか（2013）及びDruitt et al.（2012）等を踏まえると、マグマ供給率は $0.01 \text{ km}^3/\text{年}$ 程度にすぎず、マグマ溜まりの顕著な増大はない。

したがって、始良カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられる。

④ 評価

被告参加人は、上記①から③までを総合的に考慮して、始良カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

d 阿多カルデラについて

① 破局的噴火の噴火間隔について

町田・新井（2011）、Nagaoka（1988）、川辺・阪口（2005）、藤野・小林（1997）、奥野ほか（1995）及び第四紀火山カタログ委員会編（1999）等を踏まえると、阿多カルデラは、最後の破局的噴火（阿多噴火）から約10.5万年が経過しているが、阿多噴火とその前の破局的噴火（阿多鳥浜噴火）は約14万年の間隔があったことから、最後の破局的噴火からの経過時間は、破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短い。

また、前記b①のとおり、鹿児島地溝の3カルデラにおける破局

的噴火の噴火間隔も、阿多カルデラにおいて運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が低いことに関する積極的な事情の一つとなる。

② 噴火ステージについて

阿多カルデラにおける現在の噴火活動に関し、開聞岳においては多様な噴火様式の小規模噴火が発生していること、池田噴火についてはプリニー式噴火ステージの兆候である可能性があるが、随所で間欠的なプリニー式噴火が発生しているわけではなく、プリニー式噴火ステージである可能性が低い上に、仮にプリニー式噴火ステージにあるとしても、過去のプリニー式噴火ステージの継続期間は数万年であり、これに比べると、池田噴火からの経過時間（約0.6万年）は十分短いこと、Nagaoka（1988）においても、現在、阿多カルデラが後カルデラ火山噴火ステージ又はプリニー式噴火ステージの初期段階にあることが示されていることから、破局的噴火までには、十分な時間的余裕があると考えられる。

なお、阿多カルデラは、一般的に、現在、後カルデラ期にあると考えられている。

③ マグマ溜まりの状況について

西ほか（2001）等を踏まえると、地下10km以浅に大規模な珪長質マグマ溜まりは存在しないと考えられる。

また、国土地理院による電子基準点の解析結果によると、大きな基線長の変化はなく、マグマ溜まりの顕著な増大は認められない。

したがって、阿多カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられる。

④ 評価

被告参加人は、上記①から③までを総合的に考慮して、阿多カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生す

る可能性は極めて低いと評価した。

e 鬼界カルデラについて

① 破局的噴火の噴火間隔について

町田・新井（2011），小野ほか（1982），小林ほか（2010）及び前野・谷口（2005）等を踏まえると，鬼界カルデラは，最後の破局的噴火（鬼界アカホヤ噴火）から約7300年が経過しているが，その前の破局的噴火である鬼界葛原噴火と更にその前の破局的噴火である小アビ山噴火との間隔は約5万年，鬼界葛原噴火と鬼界アカホヤ噴火の間隔は約9万年であり，最後の破局的噴火からの経過時間は，破局的噴火の噴火間隔に比べて十分に短い。

② 噴火ステージについて

鬼界カルデラにおける現在の噴火活動は，薩摩硫黄島において多様な噴火様式の小規模噴火が発生しているのみであり，Nagaoka（1988）においても，現在，後カルデラ火山噴火ステージにあることが示されていることから，後カルデラ火山噴火ステージにあると考えられる。

なお，鬼界カルデラは，一般的に，現在，後カルデラ期にあると考えられている。

③ マグマ溜まりの状況について

前野ほか（2001）及び篠原ほか（2008）等を踏まえると，約7300年前の鬼界アカホヤ噴火時に蓄積されていた流紋岩質マグマ（珪長質マグマ）は，硫黄岳前期の活動（約5200年前以降）までにほとんど出尽くし，現在の流紋岩質マグマの大部分は，稲村岳の活動期（約3600年～2600年前）以降に生成したものであると考えられるので，破局的噴火を起こすほどの大規模な流紋岩質マグマ溜まりが蓄積されていないと考えられる。また，鬼界カル

デラの地下構造については、火山ガスの放出量等から、地下3 km程度に80 km³以上のマグマ溜まりの存在が推定されているものの、火山ガスの起源のほとんどが地下深くに潜在している玄武岩マグマとされており、マグマ溜まりのほとんどは玄武岩マグマと考えられるので、破局的噴火を発生させるものではないと考えられる。

また、国土地理院による電子基準点に基づく被告参加人の解析結果によると、大きな基線長の変化はなく、マグマ溜まりの顕著な増大は認められない。そして、井口ほか(2002)は、硫黄島等に設置されたGPSの観測結果から、鬼界カルデラ周辺では顕著な膨張は検出されておらず、少なくとも最近数年間には鬼界カルデラには深部からの新たなマグマの供給はないと判断できるとしている。

したがって、鬼界カルデラにおいて、破局的噴火を起こし得るようなマグマ溜まりが存在する可能性は低いと考えられる。

④ 評価

被告参加人は、上記①から③までを総合的に考慮して、鬼界カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価した。

(エ) 前記(ウ)の被告参加人の評価を裏付ける専門的知見等(前記(ウ)で記載したものを除く。)(乙154, 156, 163, 167, 170, 230, 233, 丙33, 49, 50, 118~121, 140~142, 165~168)

a 阿蘇カルデラ

前記(ウ)aの阿蘇カルデラの破局的噴火の可能性に関する被告参加人の評価は、Abe et al. (2017), 大倉(2017), 小林(2017)及び三好(2018)で示されている専門的知見と整合的であって、これに裏付けられているといえる。また、榊原正幸愛媛大学社



会共創学部教授及び Dr. Brittain E. Hill の各意見書（丙 166～168）で示されている専門的知見と整合的であるといえる。

b 鹿児島地溝にある 3 カルデラ（加久藤・小林，始良，阿多）

前記(ウ) b ①の鹿児島地溝にある 3 カルデラ全体の破局的噴火の噴火間隔に関する被告参加人の考え方は，小林・矢野（2007），中田（2015）及び中田（2014）等で示されている専門的知見に整合的であって，これに裏付けられているといえる。

c 加久藤・小林カルデラ

前記(ウ) b の加久藤・小林カルデラの破局的噴火の可能性に関する被告参加人の評価は，大倉（2017）及び小林（2017）で示されている専門的知見と整合的であって，これに裏付けられているといえる。

d 始良カルデラ

前記(ウ) c の始良カルデラの破局的噴火の可能性に関する被告参加人の評価は，関口ほか（2014），小林（2017），宮町ほか（2018），井口（2018），Hickey et al. (2016)，Yamamoto et al. (2013) 及び小林ほか（2010）で示されている専門的知見と整合的であって，これに裏付けられているといえる。

e 阿多カルデラ

前記(ウ) d 阿多カルデラの破局的噴火の可能性に関する被告参加人の評価は，大倉（2017）及び小林（2017）で示されている専門的知見と整合的であって，これに裏付けられているといえる。

f 鬼界カルデラ

前記(ウ) e の被告参加人の鬼界カルデラの破局的噴火の可能性に関する評価は，斎藤（2018）及び小林（2017）で示されている専門的知見と整合的であって，これに裏付けられているといえる。

(オ) 本件各原子炉施設に係る原子力発電所の運用期間（令和元年10月1日の本件進行協議期日における被告参加人の担当者による説明）

本件各原子炉施設について、原子力発電所の運用期間（原子力発電所に核燃料物質が存在する期間）（火山ガイド1.4（4）参照）は、数十年程度と想定され、また、火山活動の兆候を把握した場合に実施される原子炉の停止、適切な核燃料の搬出等（火山ガイド5.4（3）参照）に要する期間は、十年以内と想定されている。

(カ) 被告参加人による本件5カルデラの火山活動のモニタリング（丙28, 51, 52, 157, 169, 174, 176, 177, 183）

被告参加人は、認定事実(2)イ(イ)cの方針に従い、本件5カルデラについて、火山活動のモニタリングをしており、地殻変動や地震活動等の観測を実施し、定期的に評価している。また、モニタリングの結果を踏まえたマグマ供給率等に応じた移行判断基準と監視体制を定めている。

被告参加人は、本件5カルデラについて、平成28年4月以降（ただし、データは平成12年以降のものを用いている。）、上記のモニタリングの結果を1年単位で評価し、原子力規制委員会に対し、平成31年3月までの期間について、いずれも総合評価を活動状況の変化なしとする評価結果を報告した。原子力規制庁は、この被告参加人の評価結果について、いずれも妥当と判断した。その後も、被告参加人は、本件5カルデラの火山活動のモニタリング等を継続して実施しており、令和2年6月、原子力規制委員会に対し、平成31年4月から令和2年3月までの期間について、総合評価を活動状況の変化なしとする評価結果を報告した。

(キ) 本件各原子炉施設におけるフィルタコンテナの新設（丙174, 179）

被告参加人は、平成29年11月、本件各原子炉施設について、火山

影響等発生時に備え、非常用ディーゼル発電機の火山灰等に対する安全性を向上させるため、フィルタの取替えや清掃の作業性の向上を図るべく、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタ近傍に、運転中のフィルタの取替えが可能なフィルタコンテナを新設した。

(ク) 原告らが指摘する火山の噴火の予測等に関する主な専門的知見等（甲93～96, 98, 121, 123, 125, 乙165, 208, 丙170）

a 藤井敏嗣（東京大学名誉教授，山梨県富士山科学研究所所長，火山噴火予知連絡会会長）の見解

同人は、平成26年8月25日の原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームの第1回会合において、Druitt et al. (2012) について説明し、その中で、「マグマの蓄積が行われるのは、必ずしも地表が膨らむというわけではなくて、マグマ溜まりが下側に沈むといたしますか、底が沈むことによってボリュームを稼ぐことができ、地表には現れないかもしれないという議論をこの論文の中でしております。」「Druitt のこの論文は、3500年前のサントリーニ火山のミノア噴火では準備過程の最終段階の100年間に数～10km³のマグマ供給があったということだけを述べただけで、カルデラ一般について述べたものではない。これは本人にも確認をしましたがけれども、これ、一般則を自分は述べたつもりはないというふうに言っています。」などと述べた。

また、被告参加人が設置する川内原子力発電所の差止仮処分に係る決定を受けて岩波「科学」の編集部が行った火山学者緊急アンケートに対し、「多くの場合、モニタリングによって火山活動の異常を捉えることは可能であるが、その異常が破局噴火につながるのか、通常の噴火なのか、それとも噴火未遂に終わるのかなどを判定することは困

難である。いずれにせよ、モニタリングによって把握された異常から、数十年先に起こる事象を正しく予測することは不可能である。」などと回答した。

さらに、藤井（2016）において、「地下のマグマの動きを捉え、噴火発生時期を特定できるようになることに主眼を置いてきた火山噴火予知研究の中では、比較的最近まで長期予測手法の研究が注目されることはなかった。予知計画の進行の過程で地質学的手法が導入され、噴火履歴の解明がうたわれたものの、火山噴火の長期予測については明確な手法は確立していない。観測点の整備計画などでは、大学における概算要求との関係から、噴火間隔などに基づく中期的な予測をもとに予算計画が立てられたのであるが、比較的噴火間隔が規則的な火山においても、必ずしもこの意味での中・長期的予測には成功したとはいえない。」「長期予測については階段ダイアグラムの活用が指摘される。原子力発電所の火山影響評価ガイド（原子力規制庁，2013）においても、発電所に影響を及ぼすような噴火が発生する可能性が充分低いかどうかを階段ダイアグラムなどの使用により検討することが推奨されている。現実に九州電力は川内原発の再稼働に関して、階段ダイアグラムなどを使って、カルデラ噴火が原子力発電所の稼働期間内には生じないと主張し、規制委員会も結果としてそれを承認したことになる。しかし、階段ダイアグラムを活用して噴火時期を予測するには、マグマ供給率もしくは噴火噴出物放出率が一定であることが必要条件であるが、これが長期的にわたって成立する保証はない。特に数千年から数万年という長期間においてはこのような前提が成立することは確かめられていない。」「わが国において、数十km³以上の噴出物を放出するような超巨大噴火が6千年から1万年に1度程度の頻度で発生してきたことはよく知られている（例えば、町田・新井，

2003)。このような規模の爆発的噴火を過去に頻繁に繰り返してきた南九州でカルデラ噴火が発生した場合、周辺100km程度が火砕流のために壊滅状態になり、更に国土の大半を10cm以上の火山灰で覆うことが予測されている(Tatsumi and Suzuki, 2014)。この種の噴火の最終活動は鬼界カルデラ噴火であり、既に7,300年が経過している(町田・新井, 2003)。このような国家としての存亡に関わる火山現象であるが、火山噴火予知や火山防災という観点からの調査研究は行われていない。2013年5月に内閣府から公表された「大規模火山災害対策への提言」において、このようなカルデラ噴火がわが国においては発生しうることを国民に周知すること、またカルデラ噴火の実態を理解するための研究体制を早急に確立することが述べられたが、現時点では実現していない。カルデラ噴火は原子力発電所の再稼働問題で社会的に注目を集めたが、科学的な切迫度を求める手法は存在しない。原子力発電所の稼働期間中にカルデラ噴火の影響をこうむる可能性が高いか低いかという判定そのものが不可能なはずである。」などとする。

そして、藤井(2018)において、「(マグマ溜まりの大きさの推定は、どのくらい進んでいるのですか、という問いに対し)日本では正確にわかっているものはまだほとんどありません。かなりよくわかっているのは、アメリカのイエローストーンです。25年間、自然地震を観測しつづけた蓄積によって、地震波トモグラフィという手法で、マグマ溜まりの状態を三次元的にマッピングしているのです。巨大なマグマが、イエローストーンの下にあるということはわかっています。ただし、次の噴火がどうなるかは、本当は誰もわかりません。」「(前回のイエローストーンの噴火は、そのマグマ溜まりに比べてずいぶん小さいものだったということですか、という問いに対し)

その通りです。サイズがわかっているとしても、次にどのくらいの量が噴出するのかは、本当は予想が付きません。完全に大きさがわかってしまえば、最大限の噴火の規模はおそらくわかりませんが、少なくとも日本のマグマ溜まりで、そこまでわかっているものはありません。伊豆大島でも、三宅島でも、桜島でも、前の噴火からマグマ溜まりにどのくらいのマグマの増し分があるかというのはわかるのです。しかし、それはあくまでも増し分でしかないのです。最大限どこまでいくかというのは、いえないのです。」「（マグマ溜まりが深いから届かないのですね、という問いに対し）人工地震では数kmぐらいの深さまでしかわかりません。最近の反射法だと、ある程度深いところまで読めるようになるかもしれませんが。」「（地震計を置いたとしても、なかなか見えにくいのですね、という問いに対し）それに、日本ではノイズが多すぎて無理なのです。人がたくさんいて、電車も走りますから。イエローストーンのようなところでは、ノイズレベルもずっと低い。日本は観測場所を確保しても、ノイズが多くて使いものにならないということもある。昼間のデータは全部ダメで、夜中の皆が寝静まった時のデータだけは使えるとか。理想的にいかないのです。」などとする。

b 小山真人（静岡大学防災総合センター）のアンケートの回答

同人は、上記の岩波「科学」の編集部による火山学者緊急アンケートに対し、「綿密な機器観測網の下で大規模なマグマ上昇があった場合に限って、数日～数十日前に噴火を予知できる場合もあるというのが、火山学の偽らざる現状です。機器観測によって数十年以上前に噴火を予測できた例は皆無です。いっぽう巨大噴火直前の噴出物の特徴を調べることによって、後知恵的に経験則を見つけようとする研究も進行中ですが、まだわずかな事例を積み重ねているだけで一般化には至っていません。カルデラ火山の巨大噴火の予測技術の実用化は、お

そらく今後いくつかの巨大噴火を実際に経験し、噴火前後の過程の一部始終を調査・観測してからでないとは達成できないでしょう。」などと回答した。

c 東宮昭彦（産業技術総合研究所活断層・火山研究部門）の論文

同人は、東宮（2016）において、「マグマ溜まりと噴火準備過程および噴火トリガーについて、最近の動向を中心に、簡単にまとめてみた。マグマ溜まりは、必然的にマッシュ状になりやすいこと、噴火にあたっては噴火可能なマグマが準備される必要があること、その準備はマッシュの再流動化によって起こり得ること、再流動化は比較的短期間であること、などを述べた。」とする。

d 須藤靖明（京都大学大学院理学研究科地球熱学研究施設火山研究センター）の陳述書

同人は、伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件（広島高等裁判所平成29年（ワ）第63号）において、「地下のマグマ溜まりの規模や性状を把握し、その火山における噴火の潜在能力を評価しようというのは、噴火の中長期の予測を可能にする方法として、大きな方向性としては間違っていないと思われます。ですが、現状の火山についての科学研究では、それでその火山の今後数十年間における最大規模の噴火を評価することは出来ません。」

「地下のマグマ溜まりの体積を地下構造探査によって精度良く求めることは出来ません。近時の通説的見解では、マグマ溜まりはその周辺の母岩（地殻）と比較的明瞭な壁のようなもので仕切られているのではなく、マグマ溜まりの大部分はマッシュ状（半固結状態）でほとんど流動できない状態にあり、その外縁は周辺の母岩と明瞭な区別はできないと考えられています。」「実際、安部祐希氏の論文では、草千里南部のマグマ溜まりの下には、体積500km³の巨大な低速度領域が

あることが検知されています。こういった低速度領域がマグマ溜まりであり、近い将来にVEI 7級の噴火を引き起こす可能性も、決して否定はできないのです。」「現段階では、阿蘇カルデラにおいて、近い将来にカルデラ噴火を引き起こすようなマグマ溜まりは、あるとも、ないとも確定的な判断はできません。」などと記載した陳述書を提出した。

e 巽好幸（神戸大学海洋底探査センター長）の論文

同人は、巽（2018）において、「基本的な考え方について」について、「まず指摘すべきは、巨大噴火の活動間隔は「周期」という概念が適用できないほどに不揃いであり、最後のイベントからの経過時間が将来の噴火の切迫度を示す指標として使えない点である。日本列島で最も頻繁に巨大噴火を繰り返してきた阿蘇火山の事例を眺めてみよう。この火山では9万年前、12万年前、14万年前、そして26万年前に巨大噴火が起きている。つまり過去4回の巨大噴火の活動間隔は2万年から12万年と極めて幅が大きい。巨大噴火のサイクルには、一定のマグマ生成率の下でマグマ溜りがある大きさ（臨界サイズ）に達すると巨大噴火が発生する、というようなシンプルなモデルは適用できないのだ。」「次の問題は、現時点ではマグマ溜りの状況を把握することが困難なことだ。そもそも現時点でマグマ溜りの位置や大きさ、そして形を正確に捉えた例はなく、これを目指した観測は始まったばかりである。ましてや、巨大噴火の場合にどのような前兆現象が認められるかは、巨大噴火をこれまで一度も観測した経験をもたない私たちに知る由もない。規模の小さな噴火では前兆現象と考えられる火山性地震などが観測されることもあるが、これらとは噴火メカニズムが異なる巨大噴火にこの経験が適用できるとは言えない。」などとする。

イ 具体的審査基準の不合理な点の有無

(ア) 設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈について

設置許可基準規則6条1項及び2項並びに設置許可基準規則解釈6条1から6までは、安全施設について、地震及び津波以外の想定される自然現象が発生した場合においても安全機能が損なわれないように設計すること等を要求し、また、想定される自然現象の一つとして火山の影響を挙げているところ、これは合理的といえる。また、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈は、前記4(1)ア(ア)のとおり高度の専門性を有する合議制の機関である原子力規制委員会が、前提事実(5)ウのとおり行政手続法に基づく意見公募手続を実施した上で策定したのであり、このような策定の主体及び過程は、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈が合理的であることを裏付けるものといえる。

(イ) 火山ガイドについて

火山ガイドの不合理な点の有無について検討する。

a 策定過程及び主体について

火山ガイドの策定過程は、認定事実(2)イ(ア)bのとおりである。

火山ガイドは、日本電気協会が平成21年に制定した「原子力発電所火山影響評価技術指針」(JEAG4625-2009)やIAEAが平成24年に策定したIAEA・SSG-21等を参考にして、平成25年に策定されたものであるから、当時の最新の知見が反映された国際的にも信頼できる指針等を基にして策定されたといえる(乙195参照)。また、JNESが原案を作成し、これを基に原子力規制委員会における議論を経て制定されたものであり、その過程で、それぞれ火山の専門家から意見を聴取しているから、原子力の安全の確保に係る専門的機関が、火山の専門家の意見を踏まえて原案を作成し、これを基に、前記(ア)のとおり高度の専門性を有する原子力規制委員会が、火山の専

門家の意見を踏まえて制定したといえる。しかも、手続的に意見公募手続を経ている。

このような火山ガイドの策定の過程及び主体は、火山ガイドが専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるといえる。

b 内容について

火山ガイドの内容は、認定事実(2)イ(ア)aのとおりであり、おおむね次のようにまとめられる。

原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価について、立地評価と影響評価の2段階で行う。立地評価では、①各種調査により、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、②影響を及ぼし得る火山が抽出された場合には、各種調査の結果を基に、原子力発電所の運用期間中において設計対応が不可能な火山事象を伴う火山活動の可能性の評価（個別評価）を行い、③個別評価により、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性が十分小さいと評価できる場合等であっても、過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山については、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として火山活動のモニタリングを行い、モニタリングにより火山活動の兆候を把握した場合の対処方針等を定める。その上で、個々の火山事象に対する影響評価を行う。影響評価では、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象の抽出を行い、降下火砕物等の個々の火山事象について、その特性等を踏まえ、当該火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行う。一方、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない場合は、原子力発電所の立地は不適と考えられる。

火山ガイドの内容は、前記aのとおり、当時の最新の知見が反映さ

れた国際的にも信頼できる指針等を基にし、また、現在の火山学の発展状況を踏まえた上で、最新の火山学の知見を基にしている（火山ガイド1.1参照）（乙195参照）。また、火山影響評価について、体系的な評価方法を提示し、①評価の前提として各種の調査をすること、②個別評価において、調査結果から検討対象火山の噴火規模が推定できない場合は、設定すべき噴火規模を検討対象火山の過去最大の噴火規模とするなど、より保守的ないし安全側に評価すること、③個別評価とは別に、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として、火山活動のモニタリングを行うこと、④影響評価において、個々の火山事象の特性等を踏まえた評価をすることなどを求めており、火山の影響について詳細な調査を基に慎重に評価をするという立場をとっている。そして、火山ガイドは、後記(2)アのとおり、その規定の内容及び策定過程等からすると、原告らが主張するような検討対象火山の噴火時期及び規模を相当以前の時点での確に予測することができることを前提とするものとはいえず、飽くまで、各種調査の結果を踏まえて分析すれば、当該火山の活動可能性等について一定の評価をすることができることを前提として、原子力発電所の運用期間という火山活動の歴史からみれば非常に限られた期間において、火山活動の可能性等が十分小さいかどうかの評価ないし判断をすることを求めているものといえる。これらの事情に照らすと、火山ガイドの内容に不合理な点は見当たらない。

(ウ) 「基本的な考え方について」（乙158）について

火山ガイドは、その文言のみからすると、設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価（4.1）において、過去に巨大噴火があった火山とそうでない火山とで異なる評価方法を明示しているとはいえない（なお、原規技発第1912182号（令和元年12月18日原子力規

制委員会決定)による改正後の火山ガイドには記載されている(認定事実(2)イ(ア)c(a))。)。他方、認定事実(2)イ(ア)c(b)のとおり、「基本的な考え方について」は、設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価について、過去に巨大噴火が発生した火山については、巨大噴火の可能性評価を行った上で、巨大噴火以外の火山活動の評価を行うとし、巨大噴火の可能性の評価については、現在の火山学の知見に照らした火山学的調査を十分に行った上で、火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は、少なくとも運用期間中は、巨大噴火の可能性が十分に小さいと判断できるなどとする。

以下では、火山ガイドを「基本的な考え方について」のように解釈することの不合理な点の有無について検討する。

a 巨大噴火の影響

巨大噴火が発生した場合の影響は、証拠(甲135, 乙108, 208~210, 丙27, 29, 30, 47)によれば、次のようなものと考えられる。

- ① マグマの噴出とともに大量の火砕流や火山灰など、種類の異なる火山事象が発生し、その火山事象の特徴に応じて、瞬時又は時間的経過を経て、人類の生命、身体や自然環境などに多大な影響を与える。莫大な量の火砕流が、広範囲に広がり、瞬時に流れる過程で、そこに居住する人を死亡させ、建物等を崩壊させ、当該地域を壊滅状態にする。阿蘇4噴火では、現在でいえば、熊本県、宮崎県北部、大分県、福岡県、佐賀県及び長崎県という約1100万人が居住する地域が火砕流によって覆われたことになる。鬼界アカホヤ噴火では、海底火山から火砕流が発生し、大隅半島、薩摩半島の南部、種

子島，屋久島に及んだとされている。

- ② 火山灰も大量に放出され，広域にわたって降り積もり，その荷重から木造家屋などが倒壊し，電気，水道などのライフラインは停止し，車，鉄道，航空機などの交通手段も遮断され，当該地域の社会機能が喪失することも十分考えられる。阿蘇4噴火では，九州から北海道まで日本列島全体が15cm以上の厚い火山灰で覆われたとされている。鬼界アカホヤ噴火では広い範囲で火山灰が降下し，火山灰層が，南部九州で30cm以上に及び，関東地方でも数cmに及ぶところがあったとされている。
- ③ 長期的にみれば，地球全体が，大量に供給される火山ガス等により形成される硫酸エアロゾルに覆われ，そのため，世界的にみて，寒冷化し，農業生産が落ち込むなどするとされている。
- ④ 現時点において，阿蘇4噴火クラスの破局的噴火が阿蘇カルデラで発生した場合，中部及び北部九州は，大規模な火砕流の直撃を受けるため，全滅に近い壊滅的被害を受け，これによる直接の死者は1000万人を超える可能性が高く，また，北海道を含む日本列島全体が15cm以上の厚い火山灰で覆われるため，その重さで木造一戸建て家屋の倒壊が相次ぎ，ライフラインが機能停止となる可能性が高く，さらに，食糧生産ができなくなって，日本は飢餓状態に置かれるなどするとされている。実際，鬼界アカホヤ噴火では，南九州の縄文文化と自然環境が壊滅的な打撃を受けたとされている。

このように，巨大噴火が発生すれば，その被害は極めて重大であり，巨大噴火は，我が国の全域又は広範な地域に我が国の存亡にも影響するような壊滅的な打撃を与えるものであって，「基本的な考え方について」のとおり，巨大噴火は，「広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである」といえる。

b 巨大噴火の発生頻度

本件5カルデラの噴火履歴（関連事実等(イ)参照）をみても、巨大噴火の発生は、本件5カルデラの個々の火山でみれば、数万年から数十万年までの間に1回であり、本件5カルデラの全体でみても、過去約10万年間に5回（阿蘇4噴火（約9万年前から約8.5万年前）、姦良Tn噴火（約3万年前から約2.8万年前）、阿多噴火（約10.5万年前）、鬼界葛原噴火（約9.5万年前）、鬼界アカホヤ噴火（約7300年前））であり、有史以来、我が国において巨大噴火が発生したことはない。このように、巨大噴火は、その発生頻度が極めて低いといえるのであって、「基本的な考え方について」のとおり、巨大噴火は、「その発生の可能性は低頻度な事象である」といえる。

c 法規制等における巨大噴火の想定

平成25年5月、内閣府において、広域的な火山防災対策に係る検討会（座長：藤井敏嗣東京大学名誉教授）による「大規模火山災害対策への提言」が取りまとめられた（甲117）。その中で、火砕物の総噴出量が100億 m^3 （10 km^3 ）程度以上の噴火で、大型のカルデラを形成する噴火を「巨大噴火」と定義し（「基本的な考え方について」にいう「巨大噴火」を含むものといえる。）、その「巨大噴火」について、「国は、地球史的時間スケールでみた場合、我が国においても巨大噴火が、これまで何度も発生し、今後も発生し得ることについて、国民に対して周知するとともに、今後、巨大噴火のメカニズム及び巨大噴火に対する国家存続の方策等の研究を行う体制の整備に努め、研究を推進すべきである。」などの提言がされている。

もともと、我が国において、原子力利用における安全の確保に係る規制以外の分野において、実際に、「基本的な考え方について」にいう「巨大噴火」を想定した法規制や防災対策は行われていないものと認

められる（災害対策基本法，建築基準法，活動火山対策特別措置法，甲115，116，118，123，乙211～224，248参照）。我が国においては，「基本的な考え方について」のとおり，巨大噴火「を想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていない」といえる。

d 検討

前記b，cの事情に照らすと，「基本的な考え方について」が「巨大噴火によるリスクは，社会通念上容認される水準であると判断できる」としていることについて，直ちに不合理であるということとはできない。

また，「基本的な考え方について」は，火山ガイドの設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価（火山ガイド4.1）において，巨大噴火を検討する必要があるとしているのではない。火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき，かつ，運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は，少なくとも運用期間中は，「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断できるという判断枠組みではあるものの，巨大噴火の可能性評価を行うことを求めている。しかも，評価の前提として，現在の火山学の知見に照らした火山学的調査を十分に行うことを求めており，さらに，運用期間中の巨大噴火の可能性が十分小さいと評価した場合であっても，この評価とは別に，評価の根拠が継続していることを確認するため，火山活動のモニタリングを行うことを求めている。「基本的な考え方について」は，巨大噴火の可能性を無視することなく，そのリスクを適切に評価し，管理していくことを求めているのである。

巨大噴火のような極めて低頻度で不確実な巨大災害の危険性にどの

ように対応するかという問題は、我が国の国民全体に関わる問題である。災害の発生は不確実性のある事象であり、上記のとおり巨大噴火の発生については、現在の科学によって正確に予測することができない。しかし、そのような事象についても、国としての対応を決定しなければならないのであれば、データを収集し、専門的知見を集め、当該事象についてのリスク評価をした上で、国民のために最も合理的かつ効果的な最善の判断をするほかはない。その際、どのレベルの安全性（危険性）をもって線引きをするかについては、火山や防災等に関する専門的知見を踏まえた上で、いかなる危険性であれば社会的に受容され得るのかという観点も考慮に入れつつ、少なくとも第一次的には、国民の意思を反映した意思決定を行うべき立場にある立法及び専門技術的判断を行う能力のある行政において、社会的、政治的、経済的、あるいは倫理的な観点を考慮するとともに、専門家らによる議論の過程を公開し、必要に応じて意見公募を行うなど、国民の納得を得るための手続的な適正にも配慮しながら、最適と判断される基準を政策的に決定すべきである。しかるところ、我が国において、原子力利用における安全の確保に係る規制以外の分野においては、前記cのとおり、巨大噴火を想定した法規制や防災対策は行われていない。

我が国の発電用原子炉に関する規制に係る法体系について検討してみても、同様に、巨大噴火の発生を想定しているとはいえない。仮に、巨大噴火について、他の火山活動等の自然現象と同様の規制の対象とすることとした場合、巨大噴火が発生した場合に予想される前記aのような甚大な影響を前提とすれば、我が国の相当広範な地域において、発電用原子炉の設置、運転等が許されないこととなるはずである。しかし、本件処分の根拠法規である原子炉等規制法及び設置許可基準規則等をみても、我が国の相当広範な地域において、発電用原子炉の設

置、運転等が許されないことを前提とするような規定はない。このことは、我が国の発電用原子炉に関する規制に係る法体系において、巨大噴火については、それ以外の火山活動等の自然現象とは異なる取扱いをすることを許容する趣旨であると解される。

以上の事情を踏まえると、発電用原子炉に関する規制において、過去に巨大噴火があった火山とそうでない火山とを区別し、過去に巨大噴火があった火山については、「基本的な考え方について」のとおり、リスク評価とリスク管理を伴う火山影響評価を行うことは、本件処分の根拠法規である原子炉等規制法及び設置許可基準規則等の趣旨に反する不合理なものとはいえない。

「基本的な考え方について」は、火山ガイド制定後の平成30年3月7日付けで作成されたものではあるが、同日の原子力規制委員会第69回会議において、委員から、従来からこの考え方で規制を行ってきた旨の発言があった（認定事実(2)イ(ア)c(a)）。実際、本件申請に係る審査においても、被告参加人は、過去に巨大噴火を起こした本件5カルデラとそれ以外の火山とを区別して検討を行い、本件5カルデラについて、本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火（VEI7以上の噴火）の発生ないし活動の可能性が十分低いと評価し、原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価において、本件5カルデラの運用期間中の噴火規模を、既往最大規模（過去最大の規模）の噴火（破局的噴火が含まれる。）ではなく、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を用いて評価し、原子力規制委員会において、本件申請の内容ないし被告参加人の評価について、火山ガイドを踏まえていることを確認している（認定事実(2)イ(イ)b及び関連事実等(ウ)）。そうすると、原子力規制委員会ないし原子力規制庁は、火山ガイドにおいて、文言上、明示されているかどうかにかかわらず、

本件申請を含む発電用原子炉設置変更許可の申請に係る審査において当該申請の内容が火山ガイドを踏まえているかを確認するに当たって、「基本的な考え方について」に記載されているものと同様の考え方に基づき、審査をしていたと認められる。

(エ) まとめ

以上によれば、上記の具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない。

ウ 具体的審査基準適合性に係る原子力規制委員会の審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無

本件申請のうち火山の影響による損傷の防止ないし火山の影響に対する設計方針に係る部分について、原子力規制委員会は、認定事実(2)イ(イ)のとおり、被告参加人の申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則6条1項及び2項、設置許可基準規則解釈6条1から6まで並びに火山ガイドを踏まえていることを確認した。

上記の申請及び審査において、本件5カルデラについては、被告参加人において、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮して、本件各原子炉施設の運用期間における火山活動に関する個別評価を実施し、原子力規制委員会において、当該評価を妥当と判断した。これは、本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火（VEI 7以上の噴火）の発生ないし活動可能性について、被告参加人がこれを十分に小さいと評価し、原子力規制委員会が、その評価の手法が火山ガイドを踏まえていることを確認し、その評価が妥当であると判断したことを前提とする。この被告参加人の評価及び原子力規制委員会の判断は、原子力発電所の立地が不適となるかなどの結論を最も左右し得ると解されるので、この点について検討する。

(ア) 被告参加人の評価について

被告参加人による本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生ないし活動可能性の評価は、認定事実(2)イ(イ)b及び関連事実等(ウ)のとおりである。

上記評価は、被告参加人が実施した文献調査、地形・地質調査及び地球物理学的調査の結果に基づいてされているところ、当該調査に不足する部分があるとは認められない。また、関連事実等(ウ)のとおり、被告参加人は、本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の可能性について、①破局的噴火の噴火間隔、②噴火ステージ及び③マグマ溜まりの状況の三つの観点から検討して評価しているところ、この三つの観点及び検討ないし評価の方法等は、認定事実(2)イ(ア)b及び関連事実等(ア)の火山に関する知見、とりわけ、巨大噴火におけるマグマやマグマ溜まりの状況に関する知見や、関連事実等(イ)の本件5カルデラの噴火履歴と整合する。そして、上記の検討ないし評価は、関連事実等(ウ)のとおり、本件5カルデラのそれぞれの火山について、専門的知見等を踏まえた上で、当該火山の特徴等に応じ、個々の的に検討して評価し、かつ、上記の三つの観点から分析した結果を総合的に評価するものである。また、上記の評価の結論は、破局的噴火の可能性がないとするのではなく、本件各原子炉施設の運用期間という本件5カルデラの火山活動の歴史からみれば非常に限られた期間において、破局的噴火が発生する可能性が、十分に小さい、極めて低いと評価するにとどまっている。したがって、上記の検討ないし評価は、綿密かつ慎重にされているというべきである。しかも、上記の被告参加人の評価については、関連事実等(エ)のとおり、専門的知見等によっても裏付けられている。一方、本件5カルデラにおいて本件各原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性があることを具体的かつ合理的に指摘する専門的知見は見当たらない。なお、被告参加人は、関連事実等(カ)のとおり、本件5カルデラについて、火山

活動のモニタリングをし、当該モニタリングに係る評価結果についてい
ずれも総合評価を活動状況の変化なしとする評価をし、原子力規制庁は
これを妥当と判断している。

これらの事情に照らすと、本件5カルデラの破局的噴火の発生ないし
活動可能性に関し、現在の火山学の限界や地下深くのマグマの状況の把
握の困難性等から不確実な点は残るため、正確な評価をすることは困難
な面があることを踏まえても、上記の被告参加人による評価は、相応の
根拠に基づきされているといえ、不合理であるとはいえない。

(イ) 原子力規制委員会の判断について

上記(ア)のとおり、被告参加人による評価は、不合理であるとはいえな
いから、原子力規制委員会が、本件申請に係る審査において、被告参加
人の評価の手法が火山ガイドを踏まえていることを確認し、その評価が
妥当であると判断したことについても、不合理であるとはいえない。

以上に加え、認定事実(2)イ(イ)dのとおり、原子力規制委員会は、その
審査の過程において、被告参加人に対し、九重山を対象とした降下火山
灰シミュレーションにおいて、既往文献を踏まえ、噴出量を6.2 km³と
し、風向きの不確かさも考慮して評価することを求め、被告参加人もこ
れに応じている。これは、原子力規制委員会が、具体的審査基準に照ら
し、被告参加人の申請内容を慎重かつ適切に審査していたことを裏付け
るものといえる。

また、前記4(1)イと同様、原子力規制委員会が、本件各号機の審査書
案に対する科学的・技術的意見の募集を実施した上で、本件各号機の審
査書を作成したこと、本件申請に係る審査をした主体が、前記4(1)ア(ア)
で述べた性格を有する原子力規制委員会であることは、本件申請に係る
原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付けるものと
いえる。



(ウ) まとめ

以上によれば、火山の影響による損傷の防止ないし火山の影響に対する設計方針に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(2) 原告らの主張について

ア 噴火予測について

原告らは、立地評価に関する火山ガイドの定めは、検討対象火山の噴火時期及び規模が相当以前の時点での確に予測することができることを前提にするものであり、不合理であると主張するので検討する。

関連事実等(オ)のとおり、本件各原子炉施設に係る原子力発電所の運用期間は数十年程度と想定されているところ、認定事実(2)イ(ア) b 及び関連事実等(ク)からすれば、現在の火山学の限界や、地下深くのマグマの状況の把握の困難性等に照らすと、現段階では、数十年程度先の火山噴火とりわけ巨大噴火に関する状況を的確に予測をすることは困難といえる。

しかし、火山ガイドは、原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価において、調査の結果を基に、原子力発電所の運用期間中における検討対象火山の活動の可能性を総合的に評価し、検討対象火山の活動の可能性が十分小さいかどうかを判断することを求め(4. 1 (2))、上記可能性が十分小さいと判断できない場合には、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいかどうかを判断することを求めている(4. 1 (3))。また、火山活動のモニタリングについて、噴火可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的として運用期間中のモニタリングを行うことを求めており(5.)、将来の火山活動を的確に予知ないし予測することを目的としているのではない。このような火山ガイドの規定からすれば、火山ガイ

ドは、検討対象火山の噴火時期及び規模が相当以前の時点での確に予測することができることを前提とするものとはいえ、飽くまで、将来の火山活動について不確実性があることを踏まえつつ、各種調査の結果を踏まえて分析すれば、当該火山の活動可能性等について一定の評価をすることができることを前提として、原子力発電所の運用期間という火山活動の歴史からみれば非常に限られた期間において、火山活動の可能性等が十分小さいかどうかの評価ないし判断を求めているというべきである。このことは、認定事実(2)イ(ア)bの火山ガイドの策定過程、特に中田節也教授による噴火の予測の限界に関する意見を含む火山学の知見を踏まえて火山ガイドが策定されたことから、裏付けられているといえる(乙195参照)。

また、火山の噴火とりわけ巨大噴火については、一定の前兆現象が生じ得ることを前提として、各種調査の結果を踏まえて分析すれば、当該火山の活動可能性について一定の評価をすることができることを指摘し、あるいはこれを前提とする専門的知見も存在するのであって(乙167, 168, 179, 195, 196, 丙49, 50, 142等)、上記の火山ガイドの考え方は、これらの専門的知見に裏付けられているといえる。

以上によれば、上記の原告らの主張は、採用できない。

イ 破局的噴火の発生可能性に係る評価の根拠について

原告らは、被告参加人による本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生可能性の評価について、①被告参加人が参考にしたNagaoka(1988)による噴火ステージの区分によっても、本件各原子炉施設の運用期間中における活動可能性が十分小さいとまで判断することはできない、②被告参加人が論拠にしたDruitt et al.(2012)によって火山噴火を事前に予測することは不可能である、③東宮(201

6)によれば、噴火に当たって、マグマ溜まりの状況の変化（マッシュの再流動化）は比較的短期間（数か月から数十年）で起こるから、マグマ溜まりの状況等から運用期間中に巨大噴火が発生するという点について一定程度確認できるという考え方には、相応の科学的根拠があるとはいえず、合理性があるとはいえないと主張するので検討する。

(ア) 原告らの主張① (Nagaoka (1988) によること) について

Nagaoka (1988) は、詳細な地質調査（テフラ層の調査）に基づき、始良カルデラ、阿多カルデラ及び鬼界カルデラの噴火史や噴火サイクル等を検討したものであり（乙160、丙32）、被告参加人において、これを参考にすることは合理的である。また、被告参加人は、Nagaoka (1988) の噴火ステージに関する知見のみから、本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生ないし活動可能性を評価しているわけではなく、その他の知見等を踏まえ、総合的な評価をしている。

(イ) 原告らの主張② (Druitt et al. (2012) によること) について

Druitt et al. (2012) の知見は、関連事実等(ク)aを踏まえると、主にサントリーニ火山のミノア噴火に関するものであり、カルデラ火山に関する一般則を示しているとするのは困難である（乙231参照）。

しかし、Druitt et al. (2012) において、別の火山のカルデラ噴火に関し、同様の事実が起こったことの指摘がある（乙207、丙43）。また、巨大噴火の前には大量のマグマの充填が起こったり、急激な地盤の上昇が起こったりすることを指摘する専門的知見が存在する（認定事実(2)イ(ア)b、小林(2017)参照）。

したがって、被告参加人が、本件申請において、本件5カルデラの本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生可能性の評価をするに当たり、Druitt et al. (2012) の知見を火山学の知見の一つとして考

慮することが不合理であるとはいえない。

(ウ) 原告らの主張③（東宮（2016））について

東宮（2016）は、関連事実等(ウ)cのとおり、マグマ溜まりは必然的にマッシュ状になりやすく、噴火に当たっては噴火可能なマグマが準備される必要があり、その準備はマッシュの再流動化によって起こり得るところ、再流動化は比較的短期間であることを指摘する。

しかし、上記指摘から直ちに巨大噴火の発生に要する期間が比較的短期間であるとはいえない。また、東宮（2016）は、マグマ溜まりと噴火準備過程及び噴火トリガーに関する論文であるところ、その内容に照らせば、本件各原子炉施設の運用期間中の巨大噴火の発生可能性を評価するに当たり、マグマ溜まりの状況を一つの検討対象とすることの合理性を否定するものとはいえない。

(エ) まとめ

以上によれば、上記の原告らの主張は、採用できない。

ウ MOX燃料の使用について

原告らは、本件3号機では、燃料としてMOX燃料が使用されているから原子力発電所の運用期間がより長くなるため、火山ガイドが、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいといえるかの予測を要求する期間が長くなり、必然的に予測が一層困難になる旨主張する。

しかし、原告らが指摘する証拠（甲119、120）を検討しても、本件3号機で燃料としてMOX燃料が使用されていることをもって、直ちに、本件3号機について、火山ガイドにいう「原子力発電所の運用期間」（原子力発電所に核燃料物質が存在する期間）がより長くなるとは認められない（乙239～242参照）。また、本件3号機で燃料としてMOX燃料が使用されていることにより、本件3号機について、上記の

「原子力発電所の運用期間」が長くなるとしても、火山活動とりわけ巨大噴火の非常に長期間にわたる活動の推移に照らすと、直ちに、本件申請及び審査等における「原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価」に係る結論に影響を及ぼすとは認められない。

したがって、上記の原告らの主張は採用できない。

エ 影響評価について

原告らは、影響評価に関し、被告参加人が九重山における九重第1噴火（噴出量6.2㎥）を考慮し、本件各原子炉施設敷地における降下火砕物の最大層厚を10cm、乾燥密度を1.0g/cm³、湿潤密度を1.7g/cm³と設定している点について、①約3万年前の始良カルデラの破局的噴火、約0.7万年前の鬼界アカホヤ噴火及び阿蘇カルデラにおける阿蘇4噴火と同規模の破局的噴火を考慮しておらず、また、②阿蘇カルデラの地下には、少なくとも体積14.1～33.5㎥のマグマ溜まりが存在するから、本件各原子炉施設の運用期間中に阿蘇山においてVEI6（噴出量10㎥以上）以上の噴火が生じる可能性が十分に小さいと評価することはできないにもかかわらず、これを考慮していないとして、③上記の被告参加人による降下火砕物の最大層厚及び密度の設定は過小評価となっている旨主張するので検討する。

ア 原告らの主張①（破局的噴火の考慮）について

関連事実等(イ)a、c及びeのとおり、始良カルデラ、鬼界カルデラ及び阿蘇カルデラにおいては、原告らが主張する破局的噴火が過去に発生している。

しかし、前記(1)イ(ウ)のとおり、過去に巨大噴火があった火山について、「基本的な考え方について」のとおり火山影響評価を行うことは、本件処分の根拠法規である原子炉等規制法及び設置許可基準規則等の趣旨に反する不合理なものであるとはいえない。また、前記(1)ウ(ア)のとおり、

被告参加人による本件5カルデラ（始良カルデラ，鬼界カルデラ及び阿蘇カルデラを含む。）の本件各原子炉施設の運用期間中の破局的噴火の発生ないし活動可能性が十分に小さいという評価は，不合理であるとはいえない。そうすると，「基本的な考え方について」によれば，始良カルデラ，鬼界カルデラ及び阿蘇カルデラは，「検討対象火山の過去最大の噴火規模」すなわち当該火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模を用いて設計対応不可能な火山事象の評価を行うこととなる。

したがって，始良カルデラ，鬼界カルデラ及び阿蘇カルデラについて，過去に発生した破局的噴火を考慮しなくても不合理とはいえない。

(イ) 原告らの主張②（阿蘇カルデラのマグマ溜まりの考慮）について

須藤ほか（2006）によれば，阿蘇カルデラの地下に直径3～4 km程度のマグマ溜まりの存在が指摘されている（甲98）。

しかし，須藤ほか（2006）によれば，当該マグマ溜まりは数%以上の熔融状態であることが指摘されているところ（甲98），噴火可能なマグマは，結晶量が50%未満で，熔融したマグマが50%以上含まれるものであること（関連事実等(ア)e参照）等からすると，噴火可能なマグマは，上記マグマ溜まりのごく一部にすぎない可能性が高いと認められる（乙165，丙170，171）。また，被告参加人は，関連事実等(ウ)a③のとおり，文献調査等に基づき，阿蘇カルデラにおいて，破局的噴火を起こし得るような浅い位置にある珪長質のマグマ溜まりが存在する可能性は低いと評価しているところ，この評価が誤っていることを示す専門的知見は見当たらない。

したがって，原告らが指摘するマグマ溜まりの存在を考慮しても，阿蘇カルデラについて，VEI6の噴火を検討しなければならないとはいえない。

(ウ) 原告らの主張③（降下火砕物に係る過小評価）について

被告参加人は、本件申請において、原子力発電所への火山事象の影響評価のうち降下火砕物の影響評価について、次のとおり降下火砕物の層厚等を設定したことが認められる（認定事実(2)イ(イ)d及び関連事実等(イ)に加え、乙54, 132, 155, 200, 丙25, 27, 28, 174, 弁論の全趣旨）。

被告参加人は、抽出した21火山のうち、本件5カルデラについては、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火（阿蘇カルデラにつき約3万年前の阿蘇草千里ヶ浜噴火（VEI5）、加久藤・小林カルデラにつき約4.5万年前から約4万年前の霧島イワオコシ噴火（VEI5）、始良カルデラにつき約1.3万年前の桜島薩摩噴火（VEI6）、阿多カルデラにつき約6400年前の池田噴火（VEI5）、鬼界カルデラにつき約6000年前以降の薩摩硫黄島での噴火（VEI4））を考慮し、その他の16火山については、既往最大規模の噴火（VEI5以下）を考慮した。そして、本件各原子炉施設敷地に対して最も影響が大きい降下火砕物は、同敷地からの距離と噴出物量との関係から、九重山における約5万年前の九重第1噴火（噴出量6.2km³）によるものとした。九重第1噴火については、町田・新井（2011）により、降下火砕物は、給源である九重山の主に東側に分布し、九重山の西側に位置する本件各原子炉施設周辺には堆積していないことを確認した。その上で、九重第1噴火と同規模の噴火が起こった場合の本件各原子炉施設敷地における降灰量について、風や噴煙柱高さのパラメータを変化させてシミュレーションした結果、想定される層厚は最大で2.2cmであることを確認した。さらに、自然現象における不確かさを踏まえ、本件各原子炉施設敷地における降下火砕物の最大層厚を10cmと設定し、また、降下火砕物の粒径及び密度は、文献調査結果等を踏まえ、粒径を2mm以下、乾燥密度を1.0g/cm³、湿潤密度を1.7g/cm³と設定した。

このように、被告参加人は、降下火砕物の影響評価について、火山ガイドに基づき、しかも、自然の不確かさを踏まえ、より保守的ないし安全側に評価したといえる。また、原子力規制委員会は、このような被告参加人の評価について、火山ガイドを踏まえていることを確認した（認定事実(2)イ(イ)d）。これらの事情に照らすと、上記の被告参加人の評価及び原子力規制委員会の判断が不合理であるとはいえない。

以上によれば、上記の被告参加人による降下火砕物の最大層厚及び密度の設定が過小評価となっているとはいえず、上記の原告らの主張は採用できない。

(3) まとめ

以上によれば、本件申請に係る火山の影響による損傷の防止ないし火山の影響に対する設計方針について、被告において、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証したといえ、原告らのその余の主張立証を踏まえても、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められない。

したがって、原告らの本件各原子炉施設が設置許可基準規則6条1項（火山の影響に係る部分）に適合しないから本件処分が違法である旨の主張は採用できない。

6 争点(4)（設置許可基準規則37条2項、51条及び55条（重大事故等の拡大の防止等のうち原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出の防止関係、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備関係並びに工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備関係）適合性の有無）について

(1) 原子力規制委員会の審査及び判断の不合理な点の有無

ア 具体的審査基準の不合理な点の有無

（ア）重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納

容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る具体的審査基準の策定過程について
上記事項を含む重大事故等対策に関する新規制基準の策定過程は前提事実(5)のとおりであり、概要としては次のようなものである。

政府は、平成23年6月に「原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」を作成し、アクシデントマネジメント対策を法規制上の要求にするとともに、設計要求事項の見直しを行うなどした。これを受けて、原子力安全委員会は、同年10月に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」を決定し、シビアアクシデントの発生防止、影響緩和に対して、規制上の要求や確認対象の範囲を拡大することを含めて安全確保策を強化すべきであるとした。原子力安全・保安院は、平成24年3月に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」を取りまとめるとともに、同年2月から同年8月にかけて、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方に関する整理を行い、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」を報告書として取りまとめた。同年9月に設置された原子力規制委員会は、検討チームを設置し、学識経験者ら参加の下、事故防止対策に係る規制について、福島第一原発事故から得られた教訓による設計基準を超える事象への対応に加え、設計基準事象に対応するための対策の強化を図る視点で、I A E A 安全基準や欧米の規制状況等の海外の知見も勘案しつつ、原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針等の内容を見直した上で規則化等を検討することとした。また、重大事故等対策について、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法において新たに規制対象となった重大事故等対策について重点的な検討を行うこととし、福島第一原発事故の教訓及び海外における規制等を勘案して新規

制基準の骨子案を作成し、意見公募手続の結果を踏まえ、新規制基準案を取りまとめた。そして、原子力規制委員会は、平成25年4月、新規制基準案に対し、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した上で、同年6月に設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈を策定するとともに、有効性評価ガイド等を策定した。

以上のとおり、福島第一原発事故の発生を受けて、重大事故等対策が平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法において新たに法的規制の要求事項とされたところ、重大事故等対策に関する新規制基準は、専門的知見を踏まえ、福島第一原発事故の教訓及び海外における規制等を勘案して策定されたものであり、しかも手続的に意見公募手続を経るなどしている。このような策定過程は、重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る具体的審査基準が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。

上記の新規制基準を策定したのは原子力規制委員会であり、前記4(1)ア(ア)と同様、策定主体の性格もまた、上記の具体的審査基準が専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。

(イ) 具体的審査基準の内容について

設置許可基準規則第3章（重大事故等対処施設）等は、全体として重大事故等への対策や設備を要求しているところ、本件では、その一部である次の3点に係る部分が問題になっているので、以下、各部分について検討する。

- ①重大事故等の発生や拡大を防止するために必要な措置に係る要求事項のうち格納容器破損防止対策（設置許可基準規則37条2項等）
- ②重大事故等対処設備に対する要求事項のうち原子炉格納容器下部の溶

融炉心を冷却するための設備（設置許可基準規則51条等）

③発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（設置許可基準規則55条等）

a 格納容器破損防止対策に係る部分について

上記の部分は、認定事実(2)ウ(ア)aのとおり、設置（変更）許可申請者に対し、重大事故が発生した場合における「想定する格納容器破損モード」を想定することと、想定する格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があることを確認することを要求するものである。

有効性評価の前提として、格納容器破損モードを網羅的に抽出する必要があるという観点から、「必ず想定する格納容器破損モード」及び「個別プラント評価により抽出した格納容器破損モード」を「想定する格納容器破損モード」とすることを要求し（設置許可基準規則解釈37条2-1）、また、想定する格納容器破損モードごとに、PRAに基づく格納容器破損シーケンスの中から、格納容器に対する負荷などの観点から厳しい事故シーケンスを、評価事故シーケンスとして選定することを要求し（有効性評価ガイド3.2.3）、その上で、重大事故等対策として要求される設備等により、当該評価事故シーケンスに対して格納容器の破損を防ぐことができるかなどについて、計算シミュレーション等により設置許可基準規則解釈37条2-3及び2-4等所定の評価項目をおおむね満足していること等を確認して有効性評価をすることを求めている。このような格納容器破損防止対策の有効性評価は、格納容器破損モードを網羅的に抽出するという観点から、想定する格納容器破損モードを想定することを要求している点、より保守的ないし安全側に、格納容器に対する負荷などの観点から厳

しい事故シーケンスを評価事故シーケンスとして選定することを要求している点、個別プラントの特性に基づく格納容器破損モードの抽出や評価事故シーケンスの選定に当たりPRA等の適切な方法による評価の実施を求めている点、あらかじめ合理的な評価項目を掲げた上でこれらをおおむね満足することを求めている点等において、原子炉等規制法において重大事故等対策が規制対象とされた趣旨を踏まえた合理的なものといえる。

b 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に係る部分について

上記の部分は、認定事実(2)ウ(ア)bのとおり、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するための設備の一つとして、格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備を要求するものである。

原子炉格納容器は、原子炉の運転に伴って発生した放射性物質が一次冷却系統から漏えいした場合に放射性物質の外部への放出を防止するために設けられる容器であるところ、上記の部分は、「閉じ込める」機能の確保の観点から、これまでの研究成果を踏まえ、原子炉格納容器が破損に至るような現象に対する対策として、溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)を抑制すること等のために原子炉格納容器下部注水設備を設置すること等を要求するものである(乙108の146～147頁参照)。これは、これまでの研究成果を踏まえた要求であり、原子炉等規制法において重大事故等対策が規制対象とされた趣旨を踏まえた合理的なものといえる。

c 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る部分について

上記の部分は、認定事実(2)ウ(ア)cのとおり、炉心の著しい損傷及び

原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合を想定し、その場合に周辺環境への放射性物質の異常な水準の放出防止の観点から、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備、具体的には放水設備等を要求するものである（乙108の147～148頁参照）。

このような設備の要求は、福島第一原発事故を踏まえ、上記のような場合をもあえて想定して、放射性物質の拡散を抑制するための設備を要求するものであり、原子炉等規制法において重大事故等対策が規制対象とされた趣旨を踏まえた合理的なものといえる。

なお、設置許可基準規則55条及び設置許可基準規則解釈55条1において、福島第一原発事故後に問題となった汚染水ないし汚染冷却水の流出対策を要求していないことが不合理とはいえないことは、後記(2)ウのとおりである。

(ウ) まとめ

以上によれば、上記の具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない。

イ 具体的審査基準適合性に係る原子力規制委員会の審査及び判断の過程の看過し難い過誤、欠落の有無

(ア) 本件申請のうち重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策に係る部分について

認定事実(2)ウ(イ)のとおり、原子力規制委員会は、被告参加人の申請内容を綿密に検討した上で、事故の想定、有効性評価の結果及び格納容器破損防止対策等の項目の審査を行い、被告参加人が有効性評価に用いた解析コードについて、その適用性を確認し、各項目について、本件申請の内容を確認した結果、設置許可基準規則に適合すると判断した。事故の想定（格納容器破損に至る重要な事故）について、被告参加人が特定

した格納容器破損モード及び選定した評価事故シーケンスを妥当なものであると判断し、有効性評価の結果（格納容器破損防止対策）について、被告参加人が、原子炉格納容器の閉じ込め機能に期待できる根拠と妥当性を示した上で、評価項目として原子炉格納容器の限界圧力及び限界温度を設定していることを確認し、格納容器破損モードごとに、それぞれ、被告参加人が、その特徴等を踏まえて対策を検討し、解析手法及び結果を検討して不確かさの影響評価を行い、その対策に必要な要員及び燃料等を検討した上で、計画している格納容器破損防止対策が、有効なものであると判断した。なお、被告参加人において、有効性評価においては、事象進展をより厳しくする観点などから、PRAの過程で選定された評価事故シーケンスに加え、複数の機能の喪失の重畳を考慮している場合もある。このような原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

しかも、原子力規制委員会は、被告参加人に対し、①格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用」に係る審査の過程において、水蒸気爆発が実機において発生する可能性について、特別に確認する、②格納容器破損モード「水素燃焼」に係る審査の過程において、局所的な水素濃度上昇による爆轟発生の可能性及びイグナイタの信頼性向上について、特に指摘を行って確認する、③格納容器破損モード「熔融炉心・コンクリート相互作用」に係る審査の過程において、熔融炉心落下後における原子炉格納容器の閉じ込め機能への影響について、特に指摘を行って確認するなどしている。これは、原子力規制委員会が、被告参加人の申請内容を慎重かつ適切に審査していたことを裏付けるものといえる。

- (イ) 本件申請のうち原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備に係る部分について

原子力規制委員会は、認定事実(2)ウ(ウ)のとおり、被告参加人の申請内容を綿密に検討した上で、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために被告参加人が計画する設備等が、設置許可基準規則51条等における各々の要求事項に対応していること等から、設置許可基準規則51条等に適合すると判断したのであって、その審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(ウ) 本件申請のうち発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る部分について

原子力規制委員会は、認定事実(2)ウ(エ)のとおり、被告参加人の申請内容を綿密に検討した上で、炉心の著しい損傷等に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために被告参加人が計画する設備等が、設置許可基準規則55条等における各々の要求事項に対応していること等から、設置許可基準規則55条等に適合すると判断したのであって、その審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(エ) その他の事情

前記4(1)イと同様、原子力規制委員会が、本件各号機の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を実施した上で、本件各号機の審査書を作成したことや、本件申請に係る審査をした主体が、前記4(1)ア(ア)で述べた性格を有する原子力規制委員会であることは、本件申請に係る原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付けるものといえる。

(オ) まとめ

以上によれば、重大事故等の拡大の防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関し、本件申請の内容が

具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

(2) 原告らの主張について

ア 設置許可基準規則37条2項及び51条違反の主張について

原告らは、①本件申請における想定によれば、被告参加人は、炉心溶融が始まるとすぐに原子炉格納容器上部のスプレイ水を注入するという方針に切り替えており、そもそも落下した溶融炉心の冷却をしないこととしている、②スプレイ水の注入への切替えについては、その遅れという不確定性が考慮されるべきである、③MAAPコードによる解析結果について、MAAPコードの信頼性には疑問がある、④スプレイ水が原子炉下部キャビティに到達するのかについて疑問がある、⑤設置許可基準規則51条は、現有設備とは別に、原子炉下部キャビティへの給水設備を設置することを求めているにもかかわらず、現有設備とは別個に原子炉下部キャビティへの給水設備が設置されていない、⑥福島第一原発事故時に実際に放出されたCs-137の放出量は約1万TBqであったから、被告参加人は、同程度の放射性物質が放出される場合を想定すべきであるなどとして、本件各原子炉施設が設置許可基準規則37条2項及び51条に違反する旨主張するので検討する。

(ア) 原告らの主張①（落下した溶融炉心の冷却）について

被告参加人は、認定事実(2)ウ(ウ)のとおり、本件申請において、設置許可基準規則51条等の要求事項に対応するため、本件各原子炉施設に関し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備及び手順等並びに溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための設備及び手順等を整備する方針とし、原子力規制委員会は、これらが設置許可基準規則51条等に適合するものと判断している。

具体的には、被告参加人は、本件申請において、設置許可基準規則 5 1 条等の要求事項に対応するため、

- i 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却のために格納容器スプレイを行うこととし、そのために、格納容器スプレイポンプ等を重大事故等対処設備として位置付け、
- ii 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却のために代替格納容器スプレイを行うこととし、そのために、常設電動注入ポンプ等を重大事故等対処設備として新たに整備し、
- iii 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下の遅延又は防止のために炉心注入を行うこととし、そのために、高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ等を重大事故等対処設備として位置付け、
- iv 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下の遅延又は防止のために代替炉心注入を行うこととし、そのために、B格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS タイライン使用）等を重大事故等対処設備として位置付けるとともに、常設電動注入ポンプ、B充てんポンプ（自己冷却）等を重大事故等対処設備として新たに整備するとし、

原子力規制委員会は、これらの対策等が設置許可基準規則 5 1 条等の要求事項に対応するものであることを確認していることが認められる（乙 5 4, 1 3 2（いずれも 3 1 8, 3 1 9 頁），丙 9 の 2）。

そうすると、被告参加人が、本件申請において、落下した溶融炉心の冷却をしないとしているとは認められない。原告らは、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第 9 回において、原子力規制委員会側から、炉心注入より C/V スプレイ注水を優先する被告参加人の方針に疑問が出されたと主張するが、同審査会合における原子力規制委員会委員等の発言をみると、被告参加人に対し、C/V スプレイ注水を優先する判断の時期や方法等が手順書等で明確になっているかを確認する必要

がある旨の意向を示したものと認められる（甲20）のであり、原子力規制委員会側において、上記の方針自体が疑問視されたとは認められない。実際、原子力規制委員会において、最終的には、この点を含めて、本件各原子炉施設が新規制基準に適合するとの判断がされている。

(イ) 原告らの主張②（スプレイへの切替えに係る不確定性の考慮）について

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第9回及び第10回において、スプレイへの切替えの判断について時間的な不確定性があることを前提とした議論がされているところ、上記議論では、この点に留意する必要がある旨の指摘等がされているものと認められる（甲20、21）のであり、不確定性が考慮されていないとの指摘等がされているとは認められない。

(ウ) 原告らの主張③（MAAPコードの信頼性）について

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）の報告書では、東京電力株式会社による福島第一原発事故に係る福島第一原発2号機に関するMAAPコードを用いた解析結果等に疑問が残るとされたことが認められる（甲22）。

しかし、上記の報告書で上記の疑問が残るとされたのは、同社による解析の仕方であって、MAAPコード自体の信頼性に問題があるとされたわけではないから、本件各号機に係る本件申請において、解析コードとしてMAAPを使ったことに問題があるということとはできない。

(エ) 原告らの主張④（スプレイ水の到達）について

被告参加人は、本件申請において、設置許可基準規則51条等の要求に対応する設備であるとする格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイについて、次のとおり、熔融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とするとした（乙81、丙9の2）。

格納容器スプレイ水が原子炉格納容器に注水されると、格納容器スプレイ水が、格納容器と各フロア最外周部間の隙間、外周通路部の階段・開口部、ループ室内の各フロアのグレーチング、原子炉容器と原子炉キャビティの隙間、原子炉キャビティ底部から格納容器最下階フロアに通じる連通管という経路より、格納容器最下階フロアまで流下する。格納容器最下階フロアからは、原子炉下部キャビティに通じる連通穴及び格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い開口する小扉から原子炉下部キャビティに流入する。保温材等のデブリ対策や原子炉下部キャビティ水位等監視対策を施し、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。

これを受けて、原子力規制委員会は、被告参加人の計画において、格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ格納容器最下部フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、熔融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とされていることを確認した（乙54、132（いずれも319頁））。

そうすると、本件各原子炉施設に関し、スプレイ水が原子炉下部キャビティに到達するのかについて疑問があるとはいえない。

(オ) 原告らの主張⑤（新たな設備の設置の必要性）について

設置許可基準規則51条及び設置許可基準規則解釈51条1は、認定事実(2)ウ(ア)bのとおり、「熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備」の設置を求め、その設備は、a) 原子炉格納容器下部注水設備を設置すること、b) 同設備について交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすることという措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいうとする。その文言からすれば、両規定は、「措置又はこれらと同等以

上の効果を有する措置を行うための設備」を求めているのであり、現有設備とは別に、新たに原子炉格納容器下部注水設備を設置することを求めているとは認められない。被告参加人が両規定の要求事項に対応する設備であるとする格納容器スプレイや代替格納容器スプレイ等が、その機能や効果に照らし、上記の「これらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備」ということができれば、両規定の要求事項を満たすこととなる。したがって、本件各原子炉施設について、現有設備とは別に、新たに原子炉格納容器下部注水設備を設置していないからといって、両規定に反するという事はできない。

原告らは、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第10回における原子力規制庁の課長補佐の「建屋内についてはあらかじめ流路を施設する…ことになって」いるという発言（甲21参照）は、現有設備とは別の新たな設備の設置が必要であるとの指摘であると主張する。しかし、上記発言をそのような指摘と解することはできない上、最終的には、原子力規制委員会において、この点を含めて、本件各原子炉施設が新規制基準に適合するとの判断がされていることからすれば、上記発言をもって、設置許可基準規則51条が、現有設備とは別に、新たな設備の設置を求めていると解することはできない。

(カ) 原告らの主張⑥（放射性物質の放出量の想定）について

前提事実(4)ウ(ア)のとおり、福島第一原発事故に起因して福島第一原発1～3号機から大気中に放出されたCs-137の推計値は、原子力安全・保安院によれば約1.5万TBqであり、原子力安全委員会によれば約1.1万TBqであった。

もっとも、認定事実(2)ウ(イ)c(a)i③d.のとおり、被告参加人は、本件申請において、格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」に関する事象進展解析の結果として、原子炉



格納容器から環境に放出されるCs-137の放出量は、7日間で約4.5TBqであり、有効性評価ガイド3.2.1(6)が規定する100TBqを下回っているとする。また、認定事実(2)ウ(イ)c(a)iiのとおり、原子力規制委員会は、被告参加人の解析結果が、設置許可基準規則解釈37条2-3(c)の評価項目を満足しており、さらに被告参加人が使用した解析コード、解析条件の不確かさを考慮しても、上記の評価項目をおおむね満足しているという判断は変わらないことを確認したところ、その審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

そうすると、上記の福島第一原発事故に起因して大気中に放出されたCs-137の推計値が約1万TBqであるからといって、このことから、上記の被告参加人の解析結果に問題があるということとはできない。

以上によれば、上記の原告らの主張は、いずれも採用できず、原告らのその余の主張を検討しても、本件各原子炉施設が設置許可基準規則37条2項及び51条に違反するとはいえない。

イ 設置許可基準規則37条2項違反の主張について

原告らは、本件各原子炉施設について、①地震による原子炉格納容器下部キャビティのコンクリート壁のひび割れが想定されていない、②被告参加人は、原子炉圧力容器外の熔融燃料-冷却材相互作用として水蒸気爆発が起こらないとし、本件各原子炉施設について水蒸気爆発の防止のために必要な措置が講じられていない、③被告参加人の評価によれば、水素濃度は13vol%にほぼ達することになるなどするため、水素爆轟が起こり、原子炉格納容器が破損する可能性があるなどとして、原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止するための措置が取られているとはいえないとして、本件各原子炉施設が設置許可基準規則37条2項に違反すると主張するので検討する。

(ア) 原告らの主張①(地震によるひび割れ)について

地震による損傷の防止については、設置許可基準規則 37 条 2 項ではなく、設置許可基準規則 4 条（設計基準対象施設）及び 39 条（重大事故等対処施設）への適合性において検討されるべき事項である。そして、原子力規制委員会は、本件各原子炉施設が設置許可基準規則 4 条及び 39 条に適合すると判断している（乙 54, 132）。

(イ) 原告らの主張②（水蒸気爆発の発生）について

認定事実(2)ウ(イ)c(b)のとおり、被告参加人は、格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用」において、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられるとした。この点について、原告らは、小規模な実験を参照して水蒸気爆発が起こらないと決めつけていると主張する。

しかし、認定事実(2)ウ(イ)c(b)iiiのとおり、原子力規制委員会は、審査の過程において、水蒸気爆発が実機において発生する可能性について特別に確認している。その際、被告参加人は、COTELS, FARO, KROTOS 及び TROI の実験の結果等を綿密に検討し、水蒸気爆発が発生した一部実験での条件と実機条件を比較し、その相違を示すとともに、JASMINE コードによる評価想定と実機での想定とが異なることを示した。これらを踏まえ、原子力規制委員会は、原子炉容器以外の FCI で生じる事象として、水蒸気爆発を除外することを是認している。

したがって、被告参加人が、水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられるとし、原子力規制委員会が、それを妥当と判断したのは、科学的な根拠に基づく合理的なものといえる。

また、認定事実(2)ウ(イ)c(b)i①a. のとおり、被告参加人は、「必ず想定する格納容器破損モード」（設置許可基準規則解釈 37 条 2-1(a)）である格納容器破損モード「原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互

作用」を想定した上で、原子炉容器外のFCIには、衝撃を伴う水蒸気爆発と、溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇（圧カスパイク）があるが、前者の発生の可能性は極めて低いと考えられるとして、後者について考慮するとしており、上記の格納容器破損モードを想定した上で、その対策についての有効性評価をしているといえる。なお、前記ア(エ)によれば、本件各原子炉施設について、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器に注水されると、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できるとされている点に不合理な点があるとは認められない。

(ウ) 原告らの主張③（水素爆轟の防止）について

有効性評価ガイド3.2.3(4)b.(注)によれば、原子炉格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して1.3 vol%以下であれば爆轟は防止できると判断される。認定事実(2)ウ(イ)c(c)iのとおり、被告参加人は、格納容器破損モード「水素燃焼」について、有効性評価ガイド3.2.3(4)等に従い、事故条件や機器条件を厳しく設定した上で解析を行い、ドライ条件に換算した原子炉格納容器内水素濃度は最大約1.2.8 vol%で減少に転じ、1.3 vol%を下回るとし、また、MCCIによる水素発生を考慮しても、PAR及びイグナイタにより水素処理することで、ドライ条件に換算した原子炉格納容器内水素濃度は最大約9.5 vol%であるので、MCCIに伴い発生する水素の不確かさを考慮して評価しても、設置許可基準規則解釈37条2-3(f)の評価項目（原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること（水素濃度がドライ条件に換算して1.3 vol%以下又は酸素濃度が5 vol%以下であること））を満足しているとする。そして、認定事実(2)ウ(イ)c(c)iiのとおり、原子力規制委員会は、評価事故シーケンス「大破断LOCA時に低圧注入機能及び高圧注入機能が喪失する事故」において、PARの設置などを行っ

た場合に対する被告参加人の解析結果は、設置許可基準規則解釈37条2-3(f)の評価項目を満足していること、MCCIに伴い発生する水素の不確かさを考慮して評価しても、上記の評価項目を満足していること、解析条件の不確かさを考慮しても、上記の評価項目をおおむね満足しているという判断は変わらないことを確認するとともに、イグナイタにより、可燃状態になった時点で水素を燃焼させることによって、MCCIによる更なる水素生成がある場合なども含めて、水素濃度をより確実に低く抑えることができることを確認している。しかも、認定事実(2)ウ(イ)c(c)iii②のとおり、原子力規制委員会は、審査の過程において、被告参加人に対し、イグナイタの信頼性向上について、特に指摘し、確認を行っている。これらに照らすと、被告参加人は、本件各原子炉施設に関し、格納容器破損モード「水素燃焼」について、相応の科学的根拠に基づき、解析コードの不確かさ等を考慮した上で、上記格納容器破損モードに対する被告参加人の対策に有効性があると評価し、原子力規制委員会は、被告参加人の評価を確認したといえる。

原告らは、MAAPコードの不確かさを考慮に入れれば、本件各原子炉施設において水素濃度が13vol%に達して水素爆轟が起こり、原子炉格納容器が破損する可能性があるとして主張するが、上記の被告参加人の評価及び原子力規制委員会による確認を覆すだけの科学的な根拠に基づいたものとはいえない。なお、イグナイタは、水素濃度を低減させる装置であり、水素燃焼の対策例として挙げられているものであるから(有効性評価ガイド3.2.3(4)c.(a)参照)、水素燃焼に係る解析において、イグナイタによる水素濃度の低減の効果を期待することは許容されるものである。そうすると、被告参加人が、MCCIに伴う水素発生の不確かさを考慮する感度解析においては、上記のとおり期待することが許容されるイグナイタの効果を考慮して評価することとし、一方で、解

析条件の機器条件の設定においては、その効果を期待しても許容されるのに、水素濃度の観点で条件がより厳しくなるようにするため、その効果を期待しないこととしたのは、矛盾するものではなく、不合理ではない。

(エ) まとめ

以上によれば、上記の原告らの主張は採用できず、原告らのその余の主張を検討しても、本件各原子炉施設が設置許可基準規則37条2項に違反するとはいえない。

ウ 設置許可基準規則55条に関する主張について

原告らは、新規制基準は、福島第一原発事故を踏まえ、重大事故の発生の防止とともに、重大事故が発生した場合の対策を規定したものであるから、①設置許可基準規則55条は、⑦放射性物質が気体として大気中に放散されて拡散していく場合の事象のみならず、少なくとも④溶融燃料が冷却水に溶け込んで液体として原子炉格納容器下部の貫通配管の破損部や原子炉格納容器下部キャビティ底部コンクリート等から流出して地中に浸み込んだり海中に流出したりして拡散していく場合の事象も想定した対策を要求するものであり、②仮に、同条が、福島第一原発事故後に生じたような汚染冷却水の漏えいへの対策を要求していないのであれば、同条自体が不合理であると主張する。

しかるところ、設置許可基準規則55条及び設置許可基準規則解釈55条1の要求事項は、認定事実(2)ウ(ア)cのとおりであり、原告らが主張するような汚染水ないし汚染冷却水の流出対策を要求するものとはいえないので、上記の原告らの主張②について検討する。

重大事故等が発生した場合においては、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備といったハード面からの対策と、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるような手順、事故発生後に外部からの支援を受けられるよう

な体制の整備等，当該設備や緊急時資機材等を有効に活用する能力（アクシデントマネジメント能力）といったソフト面からの対策とがある。設置許可基準規則55条及び設置許可基準規則解釈55条1は，前者のハード面の要求として，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備をあらかじめ設置しておくことを求めるものである（乙108の173～174頁，弁論の全趣旨）。そして，後者のソフト面の要求としては，原子炉等規制法43条の3の6第1項3号に規定する「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の審査を行う際の審査基準である技術的能力審査基準（乙41，255）が，発電用原子炉設置者に対し，重大事故等対策における要求事項の共通事項のうち，支援に係る要求事項として，工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備，予備品及び燃料等）により，事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること，関係機関と協議・合意の上，外部からの支援計画を定める方針であること，工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備，予備品及び燃料等）により，事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であることを要求するとともに，手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備として，重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう，あらかじめ手順書を整備し，訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか，又は整備される方針が適切に示されていることを要求している（Ⅱ1.0（3）（4），Ⅲ1.0（4））。また，重大事故等対策における要求事項として，工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等として，炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか，又は整備される方針が適切に示されていることを要

求している（Ⅱ 1. 12, Ⅲ 1. 12）（乙108の175頁，弁論の全趣旨）。さらに，原子炉等規制法は，原子力施設において，地震，火災その他の災害が起こったことにより，核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり，又は発生した場合においては，あらかじめ定められた対策だけでなく，当該施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要と認められる場合があることから，このような場合に，原子力規制委員会が当該施設を「特定原子力施設」として指定し，具体的な事態を踏まえた措置を講ずることを予定している（原子炉等規制法64条の2から64条の4まで）。

前記2(3)のとおり，原子炉等規制法43条の3の8第2項，43条の3の6第1項の趣旨が，同法43条の3の8第2項，43条の3の6第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。），3号及び4号に規定する基準の適合性の判断については，原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねるものであることにかんがみれば，どのような事項が発電用原子炉の設置変更許可の段階における審査の対象となる事項に該当するののかという点も，上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして，原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねられていると解される。のみならず，上記の設置変更許可の段階において，どのような要求事項が上記のハード面からの対策に係る事項に該当し，どのような要求事項が上記のソフト面からの対策に係る事項に該当するののかという点も，上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして，原子力規制委員会の専門技術的裁量に委ねられていると解される。

そして，原子力規制委員会は，重大事故等対策に係る規制の全体像や，福島第一原発事故により得られた知見等を踏まえ，設置許可基準規則55条及び設置許可基準規則解釈55条1においては，上記のハード面の

要求として、認定事実(2)ウ(ア)cの一般に想定される放射性物質の拡散形態による放射性物質の拡散を抑制するための設備の設置を求めることとする一方、上記の拡散形態以外の事象については、当該発電用原子炉施設の破損・損傷部位等の具体的な状況により大きく異なるため、あらかじめ全ての事象を想定することは困難であり、これに対応する設備をあらかじめ要求することは不合理であることから、実際に発生した重大事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことが現実的かつ適切であるとして、上記のソフト面の要求とし、さらに、当該施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要と認められる場合には、当該施設を特定原子力施設に指定し、具体的な事態を踏まえた措置を講じて、重大事故等の対策を実施することとしていると認められる(乙56, 108の173~177頁, 弁論の全趣旨)。このような原子力規制委員会による規制の方法ないし考え方は、実際に生じる重大事故等により発生するであろう具体的な事象等を踏まえれば、上記の原子力規制委員会の専門技術的裁量に照らし、不合理なものとはいえない。そして、このように解しても、原子炉等規制法等は、重大事故等対策に係る規制の全体を通じて、福島第一原発事故後に問題となっている汚染水ないし汚染冷却水の流出対策に係る規制をしているのであるから、福島第一原発事故を踏まえたものとなっていないとはいえない。

そうすると、設置許可基準規則55条及び設置許可基準規則解釈55条1について、上記の一般に想定される放射性物質の拡散形態による放射性物質の拡散を抑制するための設備の設置のみを求め、上記の汚染水ないし汚染冷却水の流出対策を求めていることをもって、不合理であるとはいえない。

そして、原子力規制委員会は、本件申請に係る審査において、認定事実(2)ウ(エ)のとおり、被告参加人の計画について、設置許可基準規則55条

及び技術的能力審査基準Ⅱ 1. 1 2に適合すると判断している。また、技術的能力審査基準Ⅱ 1. 0 (3) 及びⅢ 1. 0 (4) に則ったものであることを確認し、技術的能力審査基準Ⅱ 1. 0に適合すると判断している(乙54, 132(いずれも240~246頁))。

以上によれば、上記の原告らの主張は採用できず、原告らのその余の主張を検討しても、本件各原子炉施設が設置許可基準規則55条に違反するとはいえない。

(3) まとめ

以上によれば、本件申請に係る重大事故等の拡大の防止等のうち原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出の防止関係、原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備関係並びに工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備関係について、被告において、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証したといえ、原告らのその余の主張立証を踏まえても、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められない。

7 本件処分の違法性の有無についての判断のまとめ

以上のとおり、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められず、原告らのその余の主張立証を踏まえても、本件処分が違法であるとは認められない。

なお、原告らは、2016年熊本地震のような繰り返し地震では屋内退避ができないので、屋内退避が前提となっている避難計画は、2016年熊本地震を踏まえて抜本的に再検討される必要がある旨主張するが、避難計画に関する事項は、発電用原子炉設置変更許可処分の許可の基準に掲げられておらず(原子炉等規制法43条の3の8第2項、43条の3の6第1項参照)、原告らの主張する避難計画の再検討の必要性は、本件処分の違法事由となり得るものではない。

第4 結論

以上によれば、別紙当事者目録記載の番号2, 8, 11, 13, 14, 17, 18, 20, 24, 28から30まで, 36, 41から44まで, 53, 55, 60, 64から68まで, 71, 74, 77, 82, 86, 88, 92, 94, 97, 99, 101, 106, 107, 112, 113, 122, 124から127まで, 131から133まで, 135から142まで, 147, 149から151まで, 154, 155, 159, 162から164まで, 167, 169から172まで, 176, 177, 179, 183, 187, 192, 195, 203, 204, 208, 219, 222から224まで, 228, 236, 239, 241から243まで, 249, 250, 255, 256, 259, 262, 265, 270, 272, 276, 278, 279, 281, 283, 286, 288, 290, 295から297まで, 299, 304, 305, 309, 310, 312から314まで, 316から319まで, 321, 324, 327から329まで, 331, 340, 344, 351から353まで, 356, 359, 364及び366の原告らには本件処分の取消しの訴えについて原告適格が認められないから同原告らの訴えはいずれも不適法なものとして却下し、その余の原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

佐賀地方裁判所民事部

裁判長裁判官

達野 下 幸 

裁判官

田 辺 暁 志 

裁判官

野口 宏明